

令和3年第6回神崎町議会定例会

議事日程(第2号)

令和3年9月16日(木曜日) 午前10時00分開議

- 日程第1 認定第1号 令和2年度神崎町一般会計歳入歳出決算の認定について
日程第2 認定第2号 令和2年度神崎町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第3 認定第3号 令和2年度神崎町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第4 認定第4号 令和2年度神崎町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第5 認定第5号 令和2年度神崎町水道事業会計決算の認定について
日程第6 一般質問
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(10名)

1番	椿	等	君	2番	大原	秀雄	君
3番	高柳	智	君	4番	荒井	葉一	君
5番	鈴木	節子	君	6番	木内	直樹	君
7番	石橋	伸一	君	8番	高橋	正剛	君
9番	石井	正夫	君	10番	寶田	久元	君

欠席議員(0名)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	椿 等 君		
教育長	椿 勇 君	総務課長	久保木豊吉 君
町民課長	浅野 憲治 君	まちづくり課長	金田 智 君
まちづくり課担当課長	石井 達矢 君	保健福祉課長	廣瀬 裕 君
教育課長	本宮 賢 君	会計管理者(出納室長)	鈴木 信成 君

職務により出席した者

事務局長	高橋 誠一 君	書 記	花嶋 三永 君
------	---------	-----	---------

◎開議の宣告

○議長（大原 秀雄君） おはようございます。8日に引き続き、会議を再開いたします。

ただ今の出席議員は10名です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

(午前10時00分)

◎日程第1 認定第1号～日程第5 認定第5号の質疑、採決

○議長（大原 秀雄君） 日程第1 認定第1号から日程第5 認定第5号を議題とします。

令和2年度神崎町一般会計決算、3特別会計決算及び水道事業会計決算については、8日に提案され、9日と10日に各常任委員会で審査をしていますので、委員会が担当した部門ごとに審議を進めていきたいと思っております。

最初に、総務文教常任委員長より総括質問の申出がありますので、これを許します。

3番 高柳総務文教常任委員長。

○3番 総務文教常任委員長（高柳 智君） 議長のお許しをいただきましたので、総務文教常任委員会に係る総括質問を行います。

総務文教常任委員会は、去る9月9日に、町長をはじめとする町執行部の方々に出席をいただき、当委員会所管の令和2年度決算審査を行いました。担当課の説明を受け、質疑を行い、慎重に審査した結果を総括して、質問を行います。

初めに、総務課でございます。

コロナウイルス対策事業の総額及び主な事業はどのようなものですか。

庁舎の非常用電源整備事業で設置した装置の性能について説明してください。

特別定額給付金をほかの市町村より迅速に交付できたのはなぜですか。

普通交付税が増えた理由及び特別交付税が減った理由は何ですか。

続きまして、町民課税務係です。

ここ数年、税の徴収率が上がり、不納欠損額が大幅に減っているのはなぜですか。

他の税金と比較して、固定資産税が増えているのはなぜですか。

事務所公売が初めて実施されましたが、詳細を説明してください。

新型コロナウイルス関係で税の特例がありました。どういう状況でしたか。

続きまして、町民課住民・環境係です。

戸籍の附票管理システム改修委託料の詳細を説明してください。

伊地山のクリーンセンターの移転改修の進捗状況を説明してください。

資源物の回収量が大幅に増えましたが、その要因は何ですか。

武田地先の埋立ての刑事告発までの経緯について説明してください。

続きまして、国保です。

新型コロナウイルスによる国保税の減免の件数及び税額はどのくらいですか。

国民健康保険システム等改修委託料の内容を説明してください。

後期高齢です。

国保同様、特定健診の受診率が低いですが、どのような理由が考えられますか。

1人当たりの医療費が元年度から県内1位ですが、どのような対策を考えていますか。

最後に教育委員会です。

今後のG I G Aスクール構想及び活用方法について説明してください。

教育支援体制整備事業の内容を説明してください。

プラザの非常用電源整備事業を設置した装置の性能について説明してください。

学校及び給食センター施設長寿命化計画の内容を説明してください。

以上でございます。

○議長（大原 秀雄君） これより答弁を求めます。

久保木総務課長。

○総務課長（久保木 豊吉君） ただ今の総務文教常任委員会総括質問について、総務課所管分の答弁をさせていただきます。

まず最初に、コロナウイルス対策の総額及び主な事業について、どのようなものですかという質問です。

コロナウイルス感染症対策に要しました経費につきましては、令和2年度決算額、約8億3,726万円となります。令和3年度への繰越し分を含めると、8億8,471万円となります。主な事業としましては、特定定額給付金の給付事業、これが5億9,762万円、それから地域経済活性化券の交付事業、これが9,520万円、それからG I G Aスクール関係の事業としまして7,480万円というような内容になります。

なお、主たる目的である感染防止対策としましては、感染予防用品の住民配布、そ

れから感染リスクを考慮しました防災備品の整備、公共施設の設備の改修なども行っております。

続きまして、庁舎の非常用電源装置の性能についてを説明をしてくださいというご質問でございます。

令和2年度に設置しましたデンヨー製の非常電源設備、これは防音構造によりまして、国土交通省の低騒音型の建設機械という形で指定されております。以前と比較しまして、出力として50キロボルトアンペアから、125キロボルトアンペアということで2.5倍、それから燃料タンクは420リットルから900リットルということで2.1倍、連続運転時間、これが50%負荷時で53時間というような性能になっております。

また、非常電源の供給につきましては、旧設備では役場庁舎の一部のみの通電であったんですが、今回の改修によりまして、役場庁舎1・2階、浄化槽、機械室等に通電されるようになっておりまして、事務室内のパソコン類、全て通常どおり稼働が可能で、器具コンセントの使用や照明等もほぼ支障なく使用できるようになっております。また、浄化槽、それから高架水槽の稼働によりまして、トイレのほうの使用も可能となっております。

続きまして、特別定額給付金を他の市町村より迅速にできた理由はなぜですかというご質問でございます。

特別定額給付金をほかの市町村より迅速に支給できたということの内容ですけれども、この給付金を一日でも早く町民の皆様にお届けしたいという椿町長の指揮の下、職員が同じ方向を向きまして、一丸となって取り組んだことが大きな要因だと思っております。

具体的に申し上げますと、他市町村では業者委託によって対象者リストや案内文の発送、こういったものを考えていたんですけれども、本町では業者さんとの打合せの段階で、これらの成果品の納品に大分時間がかかるということに気づけたことから、本町ではそれらを職員が自作で、自前でその作業を行いました。案内文の発送、それから返信されました申請書、こういったものの確認作業、こういったものを各課の職員のみならず、保育所、それから給食センター、こういった会計年度任用職員、臨時さんの方にも協力いただいて、処理をいたしておりました。

また、給付金の振込手続、これも総務課、担当課のみならず、全課職員の協力のもと、連日の作業として、上限である500件の振込の入力手続と作業等も行ってまいります。このように全庁的に一致協力できたこと、これが他の市町村より迅速な給付に繋がったものと考えております。

また、定額給付金の給付だけでなく、現在、進めておりますワクチン接種、こういったものの事業においても、全ては町民のためにというのを念頭に置きながら、迅速な対応を心がけて取り組んでおります。

続きまして、普通交付税が増えている理由と特別交付税が減っている理由、これはなぜですかというご質問でございます。

普通交付税の決算額は10億417万6,000円で、前年度と比較しまして1億372万円の増となっております。増額の主な理由としましては、普通交付税の算定の基となります基準財政需要額の算定項目に、新たに地域社会再生事業費が追加されたことと、社会福祉費の算定項目が増額されたということによるものです。

地域社会再生事業費につきましては、地方創生を推進するための基礎ともなる地域社会の持続可能性を確保するために創設されたもので、人口減少率や高齢者人口比率、人口密度などが指標となって算定されております。

また、社会福祉費の増額につきましては、令和元年10月から施行されました保育料の無償化に係る算定項目が増額されたことが主な理由になっております。

もう一方の特別交付税の決算額、これは4,817万6,000円。前年度と比較しまして、973万8,000円の減となっております。主な理由としましては、令和元年度の交付税には元年度の台風被害、これが算定されておったんですが、2年度についてはそれがなくなったということでございます。

総務課のほうの答弁は以上になります。

○議長（大原 秀雄君） 浅野町民課長。

○町民課長（浅野 憲治君） 続きまして、町民課に関する総括質問にお答えいたします。

まず1つ目の、ここ数年、税の徴収率が上がり、不納欠損額が大幅に減少している要因はなぜですかというご質問です。

まず、不納欠損ですけども、滞納分の徴収金が徴収できなくなったとして、その調定の金額を消滅させることで、地方税法に定められた条件を満たしたものについて取られる処分です。

令和2年度の不納欠損額の合計は204万6,000円で、平成27年度の不納欠損額1,198万円と比較して、約994万円減少しております。

定められた要件としては3つございます。滞納処分の停止、これは3年時効ですね。それと執行停止後即欠損、即時消滅と言われるものです。それと、3つ目が消滅時効ということで、いわゆる5年時効ですね。5年を過ぎたら消滅ということなんです。

以前、本町では、不納欠損となったものの多くが最後の消滅時効、5年の消滅時効で落としているものが多かったものです。税負担の公平性を保つため、消滅時効で時効を待つのではなく、督促、催告、臨戸——夜間臨戸も含みますが——等により再三にわたる納税指導を行い、また、平成30年度以降は、滞納者の財産調査や自宅等の捜索を行い、財産発見時には速やかな差押え、換価・充当、担税力がないと判断した場合には執行停止処分を行い、不納欠損額を減少させております。

また、税の徴収率が上昇しているということですが、今申し上げました財産調査等を的確に行った結果ということですが、また、昨年度からは、課員5人に徴収者の地区割りを持たせまして、滞納者に対するきめ細かな対応をすることによって、滞納になってしまった方に対して、滞納額を増やさない努力を行っております。

次の、他の税金と比較して固定資産税が増えているが、その要因はということですが、令和2年度の固定資産税収入済額は、3億3,231万3,000円。前年度比で2,699万2,000円の増となりました。

固定資産税が増えた要因といたしましては、令和2年度、新たに課税となった償却資産——これはメガソーラーです——この償却資産による年税額が約2,277万6,000円であったことから、大きく増加となっております。

続きまして、事務所公売の詳細を説明してくださいという質問です。

公売とは、町で差し押さえた財産を滞納税金に充てるため、広く不特定多数の買受け希望者を募り、入札または競り売りの方法によって売却することを言います。

本町では、過去にインターネット公売などで、差し押さえた財産を売却しておりますが、令和2年度に公売を行った財産は農地であったことから、入札できる買受人が農家でなければならないという条件がありましたので、インターネット公売ではなく、役場庁舎で行う事務所公売、事務所の中で行う公売という形で実施しております。

対象となった不動産、5件、その時出したんですが、1件が事情により中止。残り4件のうち2件が落札され、124万円が町税に充当されました。

続きまして、新型コロナウイルス関係で税の特例があったと思いますが、どういう状況であったかというご質問です。

新型コロナウイルス関連での税の特例には、徴収の猶予、減免、軽減措置がありました。徴収の猶予とは、納期限内に納付が困難な納税者からの申請を受け、納期を最大12か月、猶予するもので、新型コロナウイルスの特例猶予では、件数で18件、金額にして376万円の申請がありました。

また、国民健康保険税の減免措置では、主たる生計維持者の収入が、前年収入と比

較しまして30%以上減少した場合、申請していただき、その条件に応じて減免割合を決め、減免といたしました。

令和2年度の申請件数は18件で、減免額の合計は316万2,000円でした。

このほか、中小事業者が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税等の軽減措置として、特例の適用延べ件数ですが、24件で、117万4,729円が軽減となり、減収となっております。

続きまして、町民課住民係のほうですが、戸籍の附票管理システム改修委託料の詳細ということですが、令和元年5月に、戸籍事務のマイナンバー制度導入等を目的とする戸籍法の一部を改正する法律が公布されたことによりまして、戸籍法及び番号利用法等の関連法律が改正されました。制度面における所要の措置が、これにより講じられることとなりました。

今回のシステム改修の目的は大きく2つで、1つ目は、国外転出者の本人確認の公証です。公の証明です。戸籍の附票の記載事項を追加・保存することにより、海外転出後であっても、記載された本人確認情報の提供を可能にするものであります。

2つ目は、国外転出者によるマイナンバーカードの利用を可能とすることです。マイナンバーカードは住民基本台帳に基づくため、海外転出してしまうと利用ができなくなってしまうため、そのため、戸籍の附票に紐付けすることによって、海外転出後も引き続きマイナンバーカードが使用できるようになるということです。現在は連携していない住民基本台帳のシステムと戸籍の附票システムを繋げる作業となります。

本改修に係るシステム改修費については全額、国庫負担ということです。

続きまして、伊地山のクリーンセンターの移転改築の進捗状況はということですがけれども、香取広域市町村圏事務組合では、施設の老朽化に伴い、将来にわたり安定的にごみの処理を継続するため、次期廃棄物処理施設について、令和13年4月の稼働を目標に、計画的に事業を進めております。

令和2年度以降、建設候補地として13か所、公募を含めまして13か所を抽出し、抽出した建設候補地は、有識者及び住民代表などで構成する一般廃棄物処理施設建設候補地選定委員会で評価され、このうち4か所が適地であるとの報告を受け、この4か所の建設候補地について、構成市・町長会議で協議した結果、香取市の伊地山地先を建設候補地といたしました。

今後は、地権者との協議や関係自治会において住民説明会を実施する旨を伺っております。

続きまして、資源物の回収量が大幅に増えているが、その要因はということですが、

新聞紙等の回収が多いことから、各小学校や自治会で実施していた再資源化物の回収、廃品回収ですね、こちらが新型コロナの影響で縮小したことによるものと思料されます。

続いて段ボールや雑紙なども割合が増えていることから、分別を目的として、資源物回収所への持込みが多くなってきたと思われます。

続きまして、武田地先の埋立ての刑事告発までの経緯について説明してくださいということです。

令和2年9月9日に、本件における事案を町で認知しております。事業内容が神崎町土地の埋立て及び土質等の規制に関する条例に抵触していたことから、事業主に役場への出頭を命じ、事業内容の違法性を告げました。その後、再三にわたる現地指導にも従わず、事業が継続されたことから、令和2年10月13日に、条例に基づき措置命令を行っております。

事業発覚後間もなく、証拠としての写真撮影やビデオ撮影、搬出元や搬入台数等の調査を水面下で行って、刑事告発に備えております。

最終的に措置命令にも従わないことから、令和3年3月10日、刑事訴訟法に基づき、所管の香取警察署に告発状を発出しております。

続きまして、国保の質問です。

新型コロナウイルスによる国保税の減免の件数及び税額はということで、先ほどもご説明いたしましたが、令和2年度中の申請件数は18件で、減免額の合計は316万2,000円でした。

続きまして、国民健康保険システム等改修委託料の内容を説明してくださいということです。

マイナンバーカードの保険証機能の追加により、国民健康保険システム内においてマイナンバーカードとデータ連携を行うため、システム改修を行っております。システムの改修は、現在の世帯別の被保険者番号を個人単位にするため、被保険者番号のほかにその他の符号を付し、各被保険者に採番をするという作業を行っております。

続きまして、後期高齢者医療です。

特定健診の受診率が低いですが、どのような理由ですかというご質問です。

後期高齢者にあっては、基礎疾患を持っている者が多く、常日頃から医療機関を受診している者が多い状況です。そのため、あえて健診を受けようとする者が少ないのではないかと推測しております。しかし、基礎疾患以外は見過ごされる可能性があることから、医療費抑制のため、引き続き健診の受診勧奨を行って参ります。

次に、1人当たり医療費が元年度から県内1位であるが、その対策はというご質問です。

後期高齢者の医療費の分析から、新生物や高血圧症、脂質、コレステロールですね、脂質異常や糖尿病等、生活習慣病による通院が医療費を押し上げている要因となっております。

短期的な対策としては、ジェネリック医薬品の推奨や、病院を掛け持ちする多受診等の抑制を図っておりますが、原因となっている疾患は長年の生活習慣から発症し、短期間で完治するものではないことから、若い世代からの予防対策と早期発見のため、定期的な健康診断の受診を今後も勧奨して参ります。

以上です。

○議長（大原 秀雄君） 本宮教育課長。

○教育課長（本宮 賢君） では、教育委員会所管の総務文教常任委員会総括質疑のほうにお答えしたいと思います。

まず、今後のGIGAスクール構想及び活用方法について説明してくださいとのことで、GIGAスクール構想につきましては、文部科学省が、令和元年12月5日に、安心と成長の未来を築く総合経済対策が閣議決定されたことに伴い、児童・生徒の情報活用能力を学習の基盤となる資質・能力と位置付け、教科等を横断的に適切に活用した学習活動の充実とその育成を図るため、必要なICT、情報通信技術環境を整え、情報教育や教科の指導におけるICT活用などの情報化に関わる内容の一つとして、児童・生徒1人に1台、端末を配布するGIGAスクール構想が示されております。

この令和元年12月の1か月後には、日本国内でコロナウイルスの感染症の感染が確認され、5月中旬には全国に波及し、全国一斉での学校臨時休業が行われる事態となりまして、リモートでの授業のICTによる学習機会の保障として、国が導入を加速させました。

本町も、令和2年度、国庫補助を受けながら、7,480万円をかけまして、小学校2校、中学校1校に対し、全児童・生徒、教職員へのタブレットの購入、校舎内の高速ネットワーク整備工事を実施しました。

国庫補助総額としましては2,257万1,000円を受けております。約30%の補助率となっております。

活用状況としましては、香取郡3町、東庄・多古・神崎町で、ICT支援員——GIGA端末を活用して授業を行う教員などをサポートする職員——を配置しまして、タブレット内にあります学習支援ソフトを使った授業などを既に展開しております。

緊急事態宣言の中、2学期からのオンライン授業を行っている市町も県内外にありますが、本町におきましては、空き教室などを活用、物理的に分散し、感染に気をつけながら、現段階では対面での授業を行っております。

しかしながら、万が一、陽性者等が発生した場合、対面ではできないといった時には、オンラインでの授業が必要となります。現在は、学校内でオンラインによる集会を開催したり、家庭内でのネットワーク環境の調査を各学校で行っている状況です。

2つ目、教育支援体制整備事業の内容について説明してくださいとのことです。

教育支援体制整備事業は、学校教職員の働き方改革の一環で、部活動の顧問に専門的指導のできる民間の方を雇用し、教員の負担軽減及び指導体制の充実を図ることを目的としております。

令和2年度より本格実施となりまして、サッカー部に2名、バレーボール部に1名、テニス部に1名の部活動指導員を配置しました。令和2年6月からのスタートとなっております。実績として、教員1日当たり1時間の勤務時間削減が図られました。

今年度につきましては、サッカー部に1名、陸上部に1名、テニス部に2名の指導員を配置しております。

指導体制なんですけど、令和2年度については、中学校、小学校、各大会が行われずに、成果としてはまだ見えないような状況でございます。

続きまして、プラザの非常用電源整備事業で設置した装置の性能について説明してください、につきましては、プラザ非常用発電設備の性能についてお答えいたします。

電圧は200ボルト、燃料は軽油で、タンク容量は990リットルとなっております。連続運転は、50%負荷時で45時間、75%で30時間となっております。

避難場所となる多目的ホール、集団指導室等の各部屋の照明、壁のコンセント、保健福祉課、教育委員会の事務室の照明、コンセント、トイレ、社会福祉協議会のデイルームにあります浴室をはじめとする衛生設備に係る電力供給を担うものとなっております。避難所として支障のないよう、電力を失うことなくしっかり避難者対応できるよう、準備をしております。

続きまして、「学校及び給食センター施設長寿命化計画の内容を説明してください」。

公共施設の老朽化対策が大きな課題となっている中、人口の減少、少子・高齢化等の加速により、財政状況が今後ますます厳しい状況となってくることが予測され、国において平成25年、日本再興戦略に基づき、インフラ長寿命化基本計画が策定されました。これを受け、地方に対しても、公共施設など総合管理計画の策定を示し、なお

かつ管理計画に基づく個別施設ごとの長寿命化計画の策定が指示されました。

神崎町でも、平成28年度に公共施設等総合管理計画（行動計画）を策定し、この計画に基づき、令和2年度において学校教育・社会教育施設の個別施設ごと、学校3校の校舎と体育館、給食センター、ふれあいプラザの長寿命化計画の策定を行いました。

目的は、中長期的な維持管理等に係るトータルコストの縮減、予算の平準化、各施設に求められる機能・性能を確保することなどが挙げられております。

内容は、目視調査により劣化状況等を確認・評価しまして、施設ごとに機能を確保するために必要な修繕方針をコスト面・劣化状況に応じ検討・選択し、大規模な更新修繕の必要な時期・経費を計算し、予算の平準化を図っております。

また、本年度、令和3年度以降の改築や長寿命化改良、大規模改造などの国交付金を利用する際、この個別計画策定が採択要件となっております。

以上でございます。

○議長（大原 秀雄君） 以上で総務文教常任委員長の総括質問に対する答弁が終わりました。再質問はございますか。

1番 椿議員。

○1番（椿 等君） 税金、国保、それらの不納欠損が大分、減っています。素晴らしいことで、17年から見ると4分の1以下ですよ。欠損額。それで、その不納欠損なんですけども、欠損の理由の一番大きなものが、5年による時効消滅というふうなお話を今されてはいたけれども、その5年の時効消滅については、少なくとも毎年、請求書を発送する。督促状を発送する。あるいは5年以前の4年前、3年前、2年前、1年前、それらの行動とリンクしています。5年になったから全て不納欠損ということで処理しているのか、逆に5年経っても不納欠損でなく、その前々年、前々々年、3年前、4年前、2年前、それらのものと合わせて、5年以前のものももらえたという事例はあるんでしょうか。

○議長（大原 秀雄君） 浅野町民課長。

○町民課長（浅野 憲治君） ただ今の質問にお答えいたします。

5年時効ということなんですけども、時効の停止、一部納付であるとか督促、そういったものを行っていけば5年で落ちることはないんですが、何もせずそのまま放置した場合には、消滅時効と申しまして、5年で欠損せざるを得ないという状況ですが、以前、町はそういったものが多かったんですが、もうここ数年、そういったことのないように、しっかりと督促なり納税の勧奨を行いまして、納めていただくものは納めていただく。それで、絶対もう担税力がないことについては、滞納処分停止ということ

で、担税力がないと判断して停止をかけて、3年後に状況が変わらなければ欠損するというので、努力なしで5年で落とすということはなくなっております。

以上です。

○議長（大原 秀雄君） 再質問ございませんか。

5番 鈴木節子議員。

○5番（鈴木 節子君） 総務費の、決算書でいうと37ページなんですけども、公共施設整備基金、これは前年度と比べて1億5,000万円も増えていますけれども、その訳とその内容について説明してください。

○議長（大原 秀雄君） 久保木総務課長。

○総務課長（久保木 豊吉君） 鈴木議員のご質問にお答えいたします。

公共施設整備基金、こちらにつきましては、令和元年度末の基金残高が2億2,935万7,000円で、2年度中の移動で2億5,144万3,000円の増ということで、2年度末の決算額が4億8,080万円というような内容になっております。

これにつきましては、財政調整基金の積立ても行ってはいるんですけども、財政調整基金の積立てについて、県の市町村課のほうから、財政調整基金の残高をあまりため過ぎないようにということで指導がございまして、公共施設整備基金、こちらのほうは、町のほうで今後の公共施設の整備のために計画的に基金をためていくというようなことから、財政調整基金への積立て分をなるべく公共施設整備基金のほうに回すような形で積立てしているということで、こちらのほうが積立てが増額しているというような内容になっております。

以上です。

○議長（大原 秀雄君） ほかに再質問はございませんか。

10番 寶田久元議員。

○10番（寶田 久元君） 決算審査ですので、収支について質問します。

若干、鈴木さんと被るところもありますが、まず実質収支について、歳入総額から歳出総額を引いて繰越明許ということでいきますと、令和2年度は2億円、実質これは黒字だということでございますが、これもどのようにこれから、企業会計、水道会計や道の駅の会計のように剰余金処分というものがありますが、これはここで締めたんだけど、これからどのように基金に積立てするか。あとは繰越金等もあります。

それから、今度は基金についてですが、今の話でも公共事業施設整備資金に大分、持って行ってあります。財調のほうを減らして、財調はあまりためなくて、これから庁舎やいろんなものが古くなったら、それに対しての修理代ということでしょうが、

財調が年度初めから1億5,000万円減っている。これに対するの答弁をお願いします。現在それで財調は10億円です。12億円あったのが1億5,000万円、端数はともかく、その説明。

それと町民課。昨年度、神崎町で亡くなった方は何名ですか。あと生まれた人はどのくらいで、昨年4月1日から今年の3月31日までの人口の減り具合、何人ぐらい。それには自然の死亡と出生、それと転入・転出の場合もありますから、あんまり細かくはともかく、転入・転出も分かればお願いします。

それと今、総括質問の中で、伊地山クリーンセンターの問題が出ました。最終的には今の伊地山地区のところでやるというわけですが、今のところでは稼働しながら建設しているから、今の場所ではなくて、近くでやるのか同じ場所なのか、面積はどのくらいなのか、これをお聞きします。

以上です。

○議長（大原 秀雄君） 久保木総務課長。

○総務課長（久保木 豊吉君） 寶田議員のご質問にお答えいたします。

まず最初に、実質収支のご質問でございますけども、令和2年度の収支決算の、先ほど寶田議員もおっしゃってございましたけども、総収入額、それから総支出額と、翌年への繰越額、これを差し引いたものが実質収支額ということで、2億81万7,000円という形で決算をしております。

こちらにつきましては、実質収支の使い道ということでございますけども、基本的には繰越金となるものでございますけども、概ね2つの財源という形になろうかと思えます。その1つが、財政調整基金への積立て、それと前年度繰越金として、令和3年度の予算の中で計上していくというような使い道になろうかと思えます。

規定によりまして、財政調整基金への積立金を計上して、それ以外を繰越金という形で、令和3年度の前年度繰越金という形で計上していく予定でございます。

それともう一点、財政調整基金の令和2年度中の増減についてのご質問でございますけれども、マイナス1億5,888万4,000円という決算でございます。

この内容としましては、一般財源としての取崩し、これが2億4,876万1,000円ございました。逆に、積立てとして、元年度の実質収支額の2分の1を積立金として8,987万7,000円を積立てしております。この増減によりまして、現在の2年度末の決算額という形になっております。

以上です。

○議長（大原 秀雄君） 浅野町民課長。

○町民課長（浅野 憲治君） 寶田議員のご質問にお答えいたします。

まず人口ですが、戸籍の届出による出生数は32人、死亡は102人です。住民登録者の出生数は19人、死亡は95人です。

1年間の増減ですが、令和2年3月から令和3年3月末と比較した場合で、116人減少しております。

転入・転出等の数字は積み上げてはいませんが、出生、死亡の比較で見ると、死亡95人に対して出生が19人ですので、その差は76人ということです。ですので、死亡増による自然減が、116人に対して自然減が多かったのかなと分析はしております。

続いて、伊地山の移転の関係ですが、場所については、今ある施設とは別な場所です。東総有料道路沿いになるんですが、ちょっと言葉では説明は難しいんですけども、道路と伊地山クリーンセンターから東総有料に向けて抜けた道の交差する辺り、砂採りをやっている場所があるんですが、その近辺ということです。

面積については、まだこれから詰めるところですので、詳細については決まっていないんですけども、一応予定では最大10ヘクタール程度必要ということで聞いております。

以上です。

○議長（大原 秀雄君） 10番 寶田久元議員。

○10番（寶田 久元君） 浅野課長、現在の神崎町の人口数、差引きやっているというの、五千何百でしょう。それも聞いたわけです。

それと、住民登録と、出生が19名と32名のこの違い。

○議長（大原 秀雄君） 浅野町民課長。

○町民課長（浅野 憲治君） お答えいたします。

令和2年3月末の人口が5,985人、令和3年3月末が5,869人です。

それで、32人と19人の違いですが、まず戸籍の届出、要は神崎町に本籍がある方の出生届の届出件数が32人。神崎に戸籍のある方の死亡が102人。それに対して、住民登録者は戸籍の有無ではなくて、住民票が神崎にある方の出生数が19人。要は町外に戸籍はあるけれども、神崎町に今、住民票があるという方で出生が19人。実際に神崎にいる方が19人で、実際、神崎に住んでいる方、住所がある方の死亡が95人。住んでいる方と、戸籍上の届出の違いです。

以上です。

○議長（大原 秀雄君） 10番 寶田久元議員。

○10番（寶田 久元君） のみ込みが悪い。じゃあ、最終的に死亡はもういいとして、

神崎町で生まれて育っているのは今現在、何名なんですか。今現在、32名が神崎町に住んでいるんですか。19名ですか。これだけ聞きます。確認。

○議長（大原 秀雄君） 浅野町民課長。

○町民課長（浅野 憲治君） お答えいたします。

住民登録者でいえば19名です。

○議長（大原 秀雄君） ほかに質問はございますか。

（「なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（大原 秀雄君） 以上で総務文教常任委員会に係る質疑を終結したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（大原 秀雄君） 異議ありませんので、総務文教常任委員会に係る質疑を終結いたします。

続いて、まちづくり厚生常任委員長より総括質問の申出がありますので、これを許します。

4番 荒井まちづくり厚生常任委員会委員長。

○4番 まちづくり厚生常任委員長（荒井 葉一君） 改めまして、おはようございます。ただ今、議長のお許しをいただきましたので、まちづくり厚生常任委員会の総括質問をさせていただきます。

去る10日金曜日、町長をはじめ各担当課長等にご出席いただき、令和2年度決算について審査を行いました。その際、出た質問等について総括してお聞きしますので、よろしくお願ひします。

まず、保健福祉課から4点、続いて、介護保険事業特別会計1点、まちづくり課企画・産業係で3点ずつ、建設係2点、最後に水道係に2点の質問をいたします。

まず、保健福祉課。

保育所児童及び管外保育等に係る1人当たりの費用を説明してください。これは幼稚園も含みます。

高齢者見守り支援事業の内容と、昨年の実績及び今後の対応策を説明してください。

大幅に件数の増えた緊急通報体制事業の内容及び昨年の状況を説明してください。

ワンストップサービスの内容を説明してください。

続きまして、介護保険特別会計のほうですね。

在宅介護サービスの住宅改修費の内容及び実績を説明してください。

まちづくり課企画係。

こうざき自然遊歩道の借地場所と借地料の内訳を説明してください。

昨年作成したエコバッグやマスクケースはどのようなところで活用しているのか、また、なんじゃもんのTシャツやグッズ等を作成し、道の駅で販売し、町をPRしたらどうでしょうか。

移住・定住支援事業の内容及び昨年転入してきた方々の家族構成と、移住してきた理由はどのようなものなのか。

まちづくり課産業係。

駅前と道の駅に配置してあるレンタサイクルの利用状況を説明してください。

飼料米への補助は、麦・大豆の転作に比べてよいのはなぜですか。

有害鳥獣被害防止対策補助金の内容について説明してください。

まちづくり課建設係。

町道毛成堀籠線、神宿松崎線の用地取得率が低い理由は何ですか。

亀下佐谷戸線法面修繕工事の概要と財源等について説明してください。

最後に、まちづくり課水道係。

利根川の取水権は毎秒どのぐらいの量ですか。また、水道の1時間当たりの最大給水量はどのぐらいですか。

償却資産の中で大きく除却したものは何ですか。

以上の説明をよろしくお願いします。

○議長（大原 秀雄君） これより答弁を求めます。

廣瀬保健福祉課長。

○保健福祉課長（廣瀬 裕君） 私のほうからは、保健福祉課に関するご質問にお答えさせていただきます。

1点目、保育所児童及び管外保育に係る1人当たりの費用を説明してくださいということですが。

町内の保育所の1人当たりの費用といたしましては、神崎保育所の園児1人当たり年間112万1,000円、1月当たり9万3,400円となります。米沢保育所の園児1人当たり年間179万3,000円で、1月当たり149万4,000円となっております。

こちらの額につきましては、各保育園の臨時的経費、空調設備の工事や屋根の補修のための設計委託料、こういったものを除いた額に、それぞれの会計年度任用職員の人件費等を加えたものの額となっております。

1人当たりの単価が米沢保育所のほうが高いという要因につきましては、主なものとして、正職員数が神崎保育所8名、米沢保育所が7名とほぼ同数であり、人件費と

してともに年間4,400万円を計上してございます。園児の数で割り返すと、米沢の園児1人当たりの単価が増加するためのものがございます。

次に、管外保育料、こちらは町外の保育園に通所する園児の件ですが、利用者は5名でございます。決算額で割り返すと、1人当たりの費用が61万6,250円で、1月当たり5万1,300円となります。

施設利用給付費、こちらは町外の保育園に通う子どもたちの費用で、利用者が7名、決算額で割り返すと、1人当たり単価が27万9,500円、1月当たり2万3,300円となっております。町内の保育所の金額と開きがございますが、これは管外保育委託料、そして施設等利用給付費が、国の基準や要件に従って施設の事業主体が算定した金額を各自治体に請求した金額であり、実際の管外の保育所・幼稚園につきましては、この委託料、施設利用料に加えて、国、県、市町村からの助成、こういったものを合わせて運営しているというような状況でございます。

2番目の、高齢者見守り支援事業の内容と昨年実績及び今年度の対応策を説明してくださいという件。

こちらにつきましては、千葉県ヤクルト販売に業務委託しております。独居高齢者及び居宅介護サービスを利用していない高齢者、65歳の高齢者ですが、目が届きにくい高齢者に対して、週2回、7本入りのヤクルトの配送を行って、安否確認を実施しています。配達員が訪問して、直接手渡しで安否のほうを確認しております。会えなかった場合や異変等を感じた際は、家族及び地域包括支援センター——これは保健福祉課ですが——に配達員から連絡が入りまして、再度、安否確認を行うという見守り体制を構築してございます。

昨年度は、17名の方が新規に利用を開始しております。令和3年3月末時点で60名の方がご利用されています。令和2年度につきましては、こういった安否確認の結果、連絡が取れない方が6件ございまして、残念ながら2件で孤独死が発生していたというような状況でございます。

今年度の対応といたしましては、昨年度同様、町内に住む見守り体制の必要な高齢者に対して支援が行えるよう、この制度を含めて、民生委員さんの協力を得ながら見守り体制の強化に努めて参りたいと考えてございます。

3番目の、大幅に件数が増えた緊急通報体制整備事業の内容及び昨年度の状況を説明してください、こちらは、警備会社のALSOKに業務を委託してございます。70歳以上の独居高齢者を対象にしております。

こちらは今、申し上げました見守り支援事業とは異なりまして、介護サービスを利

用している方でも申請することができます。緊急事態を知らせる通報装置を申し込まれた高齢者に貸与することによって、高齢者は緊急時にこの装置を使ってALSOKのオペレーターに自身の異常を連絡し、オペレーターの判断の下、救急車の要請や家族への連絡を取る仕組みとなっております。また、緊急事態以外でも、簡易な健康相談や困り事相談も受け付けているということです。

昨年度からは、民生委員活動の一環として、緊急通報装置のご案内も実施してございます。件数が大幅に増え、31件の申請がありましたが、これらが大いに役立っているものと考えております。こちらは令和2年度末の時点で48名の方が利用しております。

令和2年度の通報件数といたしましては、37件の通報がございました。うち、救急車の要請に至ったものが6件、その他困り事相談等が31件となっております。

続きまして、ワンストップサービスの内容を説明してくださいということです。

子育てワンストップサービスは、マイナンバーカードを利用して、自宅からパソコンを使って児童手当、母子保健、ひとり親支援の手続をオンラインで申請できるサービスでございます。各自治体によって実施しているサービスの内容は異なりますが、神崎町では、児童手当や保育所関係、そして子育て支援の関係等、15件の手続が利用できる状況となっております。

平成29年7月からサービスが開始されており、手続に必要な書類の確認や、窓口では必要な添付書類の省略が可能になるなどのメリットがございます。

残念ながら、現在まで本町ではこの電子申請の実績はございません。

続きまして、介護保険事業特別会計のご質問です。

「在宅介護サービスの住宅改修の内容及び実績を説明してください」。在宅の要介護者・要支援者が居住する住宅に、厚生労働大臣が定める一定の住宅改修を行った場合に、住宅改修費が助成されます。改修額の上限は、20万円となっております。そのうち9割が上限として助成されますので、上限額の上限は18万円となります。

支給対象となる工事は、1番目に手すりの取付け、2として段差の解消、3として滑り防止及び移動の円滑化等を図るための床または通路面の材料の変更、そして4番目に、引き戸等への扉の取替え、5番目に、洋式便器等への取替えということで、今申しあげました5つの工事として必要となる住宅改修が対象となっております。

令和2年度の実績としまして、申請件数が20件、支給決定金額が164万9,445円。対象者数の内訳としましては、要支援者が4件、47万344円。要介護者が16件、117万9,101円となっております。

対象となる工事の内訳としましては、手すりの取付けが19件、段差の解消が1件、そして洋式便器への取替えが1件となっております。

私のほうからは以上でございます。

○議長（大原 秀雄君） 石井まちづくり課担当課長。

○まちづくり課担当課長（石井 達矢君） 私のほうからは、まちづくり課企画係のほうに3点ほどご質問をいただいておりますので、お答えいたします。

まず、こうざき自然遊歩道の借地場所と借地料の内訳についてのご質問でございます。

こうざき自然遊歩道につきましては、公園管理事業としまして例年、遊歩道の用地賃借料を支出してございます。遊歩道の借地場所でございますが、わくわく西の城の北側に位置する山林の2か所でございます。遊歩道を挟みまして、南側がベンチ等を置いてある、ふれあい広場用地でございます。北側が東屋用地となっております。お2人の地権者の方から借地をしておるという状況でございます。

借地料の決算額、8万8,600円の内訳につきましては、ふれあい広場につきましては、面積787平米で、年額で7万8,700円でございます。東屋用地につきましては、面積99平米で、年額で9,900円でございます。1平米当たりの単価、100円という設定となっております。

続いてのご質問でございます。昨年度作成したエコバッグやマスクケースの活用方法と、なんじゃもんのTシャツ、グッズ等の道の駅等での販売というご提案でございます。

マスコットキャラクターPR事業のほうを、まちづくり課企画係のほうで毎年行っております。その中で、PRグッズのほうも配布物としまして例年、作成しているところでございます。

まず、マスクケースにつきましては、小中学生に学校を通じて配布を行っております。また、新型コロナワクチンの接種会場においても配布を行いました。昨年度、コロナの関係でイベントが軒並み中止となっている中、そういう場所での配布を心がけたということでございます。

あと、エコバッグにつきましては、町内の飲食店を対象としました発酵定食スタンプリーの景品に使用しております。

なんじゃもんグッズの販売に関してですが、ミニサイズのぬいぐるみが販売されていれば購入したいよというような一般の方からのお問合せに対しまして、残念ながら販売していないというような回答をしたということが本年度ございました。そういう

こともあって、これについては、できるかどうか是非検討を進めたいと思っています。

グッズ製作に関しましては、1つの方法なんですけども、町が試作品等を作成しまして、PR活動の中で反応だったり手応えを感じるようであれば、道の駅のほうと相談しまして、作成・販売を行うことなどが考えられるのかなと思っています。いずれにしても、今後その辺につきまして検討を進めて参りたいと考えております。

3点目のご質問です。移住定住支援事業の内容と、転入してきた方々の家族構成及びその理由はどのようなものかというご質問でございます。

移住定住支援事業としまして、移住・定住奨励金を交付する制度を、平成30年度から実施しておるところでございます。

内容につきましては、町外の方が神崎町に住宅を新築または購入して、転入——移住ですね——した場合に、奨励金を交付するという制度でございます。

基礎額としまして50万円、そして加算額としまして、申請者が39歳以下の場合、プラス20万円、18歳未満の子どもお1人につきプラス5万円、新築を町内業者が施工した場合に、プラス20万円と、それぞれ加算して交付するというものでございます。

令和2年度に申請のあったのは12件ございました。その12件のうち、7世帯につきましては2人家族でございます。その7世帯のうち5世帯につきましては、夫婦のみという構成になっております。残りの5世帯、12件のうち7世帯が2人家族で、残りの5世帯につきましては、3人から5人のご家族でございまして、そのうちの4世帯につきましては、小学生以下のお子さんがある世帯となっております。

年間の合計で申し上げますと、全部で34名の方の転入がございました。そのうち、お子さんの数としましては、7人という実績でございます。

移住の主な理由としましては、まず、いい物件が見つかったからという理由が最も多かったです。次に、以前に神崎町に住んでいたというUターンの方と、通勤に便利だからという理由の方がいらっしゃいます。

ちなみに、近隣からの転入者というのがやはり多い傾向でございまして、令和2年度12件の申請のうち、10件が近隣の成田市、香取市からの転入というようなことになっております。

私のほうからは以上です。

○議長（大原 秀雄君） 金田まちづくり課長。

○まちづくり課長（金田 智君） 私からは、まちづくり課産業係所掌のご質問について、お答えをいたしたいと思っております。まちづくり課産業につきましては、3点ご質問をいただいております。

まず1点目は、駅前等に設置してあるレンタサイクルの利用状況を説明してくださいということでございます。

レンタサイクルは、株式会社千葉銀行様から、電動のものが5台、それから普通車、こちらが10台、こちらで運用をしております。道の駅に電動のものを5台、それから普通のものを2台、それから、JR駅前のYショップ北崎さんで、普通車8台を設置しております。

去年は、コロナウイルス感染症の対策がありました関係で、あまり利用されなかったということでございました。通常、運用していた頃、コロナウイルス感染症前でございますけれども、年間で、道の駅で約30件程度、それからYショップ北崎さんでは160件程度のご利用がありました。

昨年度導入いたしました電動自転車3台、こちらをYショップ北崎さんに設置して運用を開始しました。感染症の鎮静化に伴いまして、利用者の増加、こちらが見込まれているところでございますし、また、期待しておるところでございます。

続きまして、飼料用米への補助は、麦・大豆の転作に比べてよいのではないかとというご質問です。

飼料用米につきましては、前年の作付面積の増減、それから取組方法・収量によって、補助金の金額が変動して参ります。飼料用米の補助金と麦・大豆の補助金を比較いたしますと、飼料用米のほうがやはり高いということでございます。

飼料米の補助でございますけれども、町における標準的な取組ということでございます。こちらは、主食用の品種、こちらを飼料用米として生産した場合は、約10アール、1反歩当たり11万円程度の補助がございます。他方、大豆を表作、麦を裏作で作った場合、二毛作ですね、こちらをした場合は、上限で9万5,000円程度の補助金が交付されます。従いまして、金額としては約1万5,000円ぐらいの差があるということで、やはり飼料用米の作付のほうが有利であるということが言えるかと思えます。

3点目でございますけれども、有害鳥獣被害防止対策補助金の内容について説明してくださいということでございます。

この補助金は、有害鳥獣によります農作物への被害を防止するために、防鳥ネット、電気柵等の資機材購入に係る費用を補助するものでございます。補助金の額は、対象経費の2分の1以内ということでございまして、上限は5万円に設定しております。

令和元年度に運用を開始いたしまして、元年度の実績といたしましては、まず1件、こちらは防鳥ネット、こちらを補助いたしております。それから、令和2年度につきましては2件ございまして、防鳥ネットと括り罫。本年度に入りましてからは、電気

柵を1件、こちらを補助しているような状況でございます。

私からは以上になります。

○議長（大原 秀雄君） 石井まちづくり課担当課長。

○まちづくり課担当課長（石井 達矢君） 私のほうからは、まちづくり課建設係のご質問について、お答えさせていただきます。

まず1点目ですが、町道毛成堀籠線、神宿松崎線の用地取得率が低い理由ということでございます。

こちらは、常任委員会の中で、令和2年度末の用地取得率ということでご説明をさせていただきました。内容としましては、成田神崎線につきましては約85%、一方、神宿松崎線が約38%、毛成堀籠線が約20%という用地取得率ということをその時申し上げさせていただいた経緯がございます。成田神崎線に比較して、その他の2路線、神宿松崎線、毛成堀籠線につきまして比較しますと、用地取得率が低いということでございます。

理由としましては、この2路線につきましては、神宿松崎線は令和2年の2月から、毛成堀籠線線につきましては令和2年の12月からそれぞれで用地交渉を開始しているということで、2路線とも最近、用地買収に着手したということが大きな理由となっております。ご心配されているような道路事業に対する反対があったり、交渉が難航しているということによって用地取得が低いということではございません。

今年度につきましても比較的、順調に、この2路線の買収を進めているといった状況でございます。

続いて、亀下佐谷戸線の法面修繕工事の概要と財源についてでございます。

町道亀下佐谷戸線の法面修繕工事は、並木地先のJR踏切付近の切土法面に施工された吹き付けコンクリートに亀裂が見られるなど、経年劣化に伴う大規模修繕を行ったものでございます。令和元年度に設計、令和2年度に工事を実施しました。

修繕工事につきましては、既設の法面を生かし、新たにモルタルを上塗りして補強する工法、繊維補強モルタル吹き付け工を採用しております。

工事規模につきましては、施工面積が782平米、施工延長としましては74メートル、施工の平均高、高さについては約10.6メートルとなっております。

工事費用の財源につきましては、成田国際空港周辺対策特別交付金を活用しております。工事費の総額3,853万6,300円に対しまして、2,721万3,000円の交付を受けておりまして、交付率としましては70.6%ということでございます。

私のほうからは以上です。

○議長（大原 秀雄君） 金田まちづくり課長。

○まちづくり課長（金田 智君） それでは、まちづくり課水道係の総括質問に対してお答えいたします。2点ご質問をいただいております。

まず、1点目でございます。利根川からの取水権は、秒間どれぐらいの量ですか、また、水道の1時間当たりの最大給水量はどのくらいですかというご質問です。

奈良俣ダムの放流水を水道用水といたしまして、1秒間に20リットル、1日に換算しまして1,728m³、こちらの使用許可を国交省に得てございます。令和2年度の取水実績といたしましては、日量でございますけれども、まず秒間17リットル、1日にいたしまして1,013m³ということでした。

1時間当たりの最大給水量ということでございますけれども、夕方のピーク時にやはり最大給水の時間を迎えます。130m³という実績が残っております。

それから、2点目のご質問で、償却資産の中で大きく除却したものは何ですかということでございます。

固定資産償却費といたしまして466万3,000円、上がっております。こちらは償却したものが3つございまして、まず導水ポンプ、こちらが償却額263万4,000円でございます。それから、排水ポンプ制御盤、こちらが151万6,000円、それから、配水池水位計等でございますけれども、こちらが51万3,000円。合計いたしまして、466万3,000円ということでございます。

以上でございます。

○議長（大原 秀雄君） 以上で、まちづくり厚生常任委員会の総括質問に対する答弁が終わりました。再質問はありますか。

5番 鈴木節子議員。

○5番（鈴木 節子君） 決算書でいうと56ページの、民生費の大学生等支援給付金給付事業ということなんですけど、795万円ついてはありますが、これはどのような人を対象にして、どの程度の支援だったんでしょうか。

○議長（大原 秀雄君） 廣瀬保健福祉課長。

○保健福祉課長（廣瀬 裕君） ただ今のご質問にお答えいたします。

大学生等支援給付金につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止による措置が大学生等に及ぼす影響を緩和するため、親の収入減やアルバイト先の休業により学費や生活費の支払いに窮している大学生等に対して、就学の継続を断念することのないように支援を行うために給付するものとなっております。

要件としましては、学校教育法に定める大学、短大、高等専門学校、各種の専門学

校に在籍する方1名につき5万円を支給するものとなっております。

令和2年度におきましては、159名に対して支給を行いまして、795万円が決算として計上されてございます。

以上でございます。

○議長（大原 秀雄君） 再質問はございませんか。

1番 椿等議員。

○1番（椿 等君） 保育所の関係で、先ほど答弁の中で、米沢保育所が170万円かかっていると。大半が人件費等に係る経費であろうと思われましても、もしその人件費で、内部の需用費、あるいは電気だとかそんなのも入るかな。人件費以外で、あるいは設備費以外で、それらを園児1人当たりで割った額をそれぞれお教えいただけませんか。

○議長（大原 秀雄君） 廣瀬保健福祉課長。

○保健福祉課長（廣瀬 裕君） ただ今のご質問にお答えいたします。

大変申し訳ございませんが、人件費除きの経費については算出してございませんので、即答はしかねます。

○議長（大原 秀雄君） ほかに質問はありませんか。

10番 寶田久元議員。

○10番（寶田 久元君） 私はまちづくり厚生常任委員会で、同じ委員会ですが、同じ委員の時には本会議ではあまり質問しないというようなあれですが、うちの委員会は勉強家が多かったから、私はいつも一番最後に質問するので、時間がなくなっちゃったので、本会議で質問します。

障害者について。本町に障害者と認定されている人は何名、結果的には、身体障害、あと精神と3つあるみたいですが、どのくらいいるわけですか。

それと、それに施設に入所、通所があるわけなんです、その施設利用の方はどのくらいですか。入居待ちはないわけですか。全国的に、老人施設はもう日本の人口に対して整備は整ったというわけですが、障害者の施設はまだまだ足りないというわけなんです。別に私がやるわけじゃないですかね。また怪文書が出ますから。

それと、町内には幾つそれがありますか。障害者施設。多分、私はないんだと思うんですけども。

それと、敬老の日が近づきました。20日ですね。今年も敬老大会は中止だということです。長寿大国日本、毎年のように、敬老の日が近くなってくると、100歳以上は全国で何人、県では最多3,088名。神崎町で100歳以上、何名いますか。それと、神崎

町の平均寿命はどのくらいですか。

あと、敬老大会で、中止になりますが、何歳以上で、記念品は中止でしょうか、届けるわけですか。何名くらい。何歳以上で何名、敬老。

それと、現在、今日から始まったというんですが、有害駆除に関して、猟友会に委託しているみたいですが、委員会では猟友会のメンバーは今何名いますかと聞いたら、5名。神崎町で今、要するに猟をやっているのは5名で、何回も町としては猟友会に委託しますが、5名で都合のつく方と、つかない方もある。仕事を持っている方もいると思いますが、この駆除に猟友会で人は足りているわけですか。

いろいろ聞きました。廣瀬課長だ、全部。

○議長（大原 秀雄君） 廣瀬保健福祉課長。

○保健福祉課長（廣瀬 裕君） ただ今のご質問にお答えいたします。

最初に、障害者の数ということで、こちらにつきましては、議員おっしゃられたとおり、身体に障害を持つ方、そして知的障害の方、精神的障害の方、3つの種類の手帳を持っている方がいらっしゃいます。

身体障害手帳をお持ちの方が213名、療育手帳——これは知的ですね——37名、精神の関係の手帳をお持ちの方が29名となっております。

2番目にご質問のありました施設入所・通所の数としましては、入所されている方が6名、通所されている方が20名となります。

入居待ちの方ということですが、私の知る限り、障害を持っている方で入居施設を探していて、今現在、入れないというような方はございません。

町内の障害施設につきましては、入居の施設はございません。障害者のための施設としましては、放課後等デイサービスということで、わくわく西の城で実施しています、みにトマト、そして古原にあります、あいので、これは18歳以下の授業が終わった子や土日、そういった時間にお預かりするようなサービスなんですけど、そういった事業所が2か所ございます。

あと、高齢者の件数としましては、これは今年度の件数なんですが、今年度中に100歳に達する方は、合計5名いらっしゃいます。既に100歳になっている方が4名で、この後100歳になられる方が1名いらっしゃいます。全て女性の方ということです。

平均寿命につきましては、私のほうでは把握してございません。

また、令和2年度の実績になりますが、敬老大会の対象者としてしましては、73歳到達者ということで、1,321名の方が対象となっております。これは昭和23年4月1日以前に生まれた方ということでございます。

私のほうからは以上でございます。

○議長（大原 秀雄君） 金田まちづくり課長。

○まちづくり課長（金田 智君） 有害鳥獣駆除が5人程度の人数で対応できるのかというご質問でございますけれども、なかなか難しいなとは思っております。ただ、今まで有害鳥獣駆除につきましては、5月頃でしたか、年1回ということで対応しておったんですけども、昨年度から年2回、対応するような形を取っております。春と秋ですね。

機会をもう一回設けたということと、基本的に有害鳥獣駆除ということで、狩猟免許をお持ちの方、こちらの狩猟ということで、趣味で持っていらっしゃるということですので、その趣味の延長上で対応していただいているというところで、非常に一生懸命、対応していただいているというところがございますので、こちらとしては安心して任せられるかなとは思っております。

以上でございます。

○議長（大原 秀雄君） 10番 寶田久元議員。

○10番（寶田 久元君） 廣瀬課長、70歳以上、敬老大会、1,321名。今年はコロナ禍で中止ですが、記念品か何かはやるわけですか。よく茶碗だとか何かやっていますが、何も敬老の人には贈らないですか。それとも基準があつて、77歳とか88歳とか100歳以上にはどのようなものですか。

○議長（大原 秀雄君） 廣瀬保健福祉課長。

○保健福祉課長（廣瀬 裕君） 質問にお答えいたします。

記念品につきましては、100歳のお祝いとしまして、シルク毛布を想定してございます。

また、米寿の方、88歳の方につきましては、同じように軽量毛布のほうを想定してございます。

また、100歳の方につきましては、国のほうから銀杯と賞状のほうが贈呈されてございます。

以上です。

○議長（大原 秀雄君） 10番 寶田久元議員。

○10番（寶田 久元君） 敬老大会に今までやっていた場合には何か出していたんですよ。中止になったんですけども、何か記念品は、敬老73歳、昭和23年4月1日以前の人には何か配布しないですか。敬老大会に出ると何かやっていたでしょう。出席者だけには。

○議長（大原 秀雄君） 廣瀬保健福祉課長。

○保健福祉課長（廣瀬 裕君） お答えいたします。

令和2年度の事業としまして、敬老大会は中止でございましたが、敬老祝い事業としまして、カステラとどら焼きのセットを高齢者の方に配布してございます。75歳以上の方で、対象としましては1,118人の方に対して、今申し上げましたお菓子のほうをお配りしてございます。

以上です。

○議長（大原 秀雄君） 6番 木内直樹議員。

○6番（木内 直樹君） 2つ質問いたします。

先に、道路関係についてを伺いたいと思います。1つは、本日、一番人気の福祉課長、申し訳ないんですが、先ほどの大学生助成金補助金の件で、数字には敏感に反応してしまうので、改めて確認します。

短大、専門学生、もちろん4年制の大学とあります。その中の回答の中に、1年につき5万円の支給というお答えですが、その答弁はいかがなものでしょうか。例えば助成を申請した4年生の学生だったら、4年間を約束したという意味でよろしいですか。違うでしょうか。

○議長（大原 秀雄君） 廣瀬保健福祉課長。

○保健福祉課長（廣瀬 裕君） お答えいたします。

こちらにつきましては、大学生、短大生、専門学生1人につき5万円ということで、1回5万円の給付ということでございます。4年制であれば掛ける4で20万円ということではなく、1回5万円ということでございます。

以上です。

○議長（大原 秀雄君） 6番 木内直樹議員。

○6番（木内 直樹君） もう一つ、道路関係ですが、法面吹きつけ工事についてです。

昨年度までは、田向という地名を使って、その地域を、田向という文字を入れた予算でございました。正式には字名に田向がないということで、今回は、亀下地先になったのでしょうか。

○議長（大原 秀雄君） 石井まちづくり課担当課長。

○まちづくり課担当課長（石井 達矢君） こちらは、亀下佐谷戸線という町道の名前を使って、その工事名としているということでございます。

場所としましては、並木地先のJRの踏切、田向踏切、そちらの法面という形になっております。

以上です。

○議長（大原 秀雄君） ほかに質問はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（大原 秀雄君） 以上で、まちづくり厚生常任委員会に係る質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（大原 秀雄君） 異議ありませんので、まちづくり厚生常任委員会に係る質疑を終結します。

お諮りします。質疑を終結し、討論に入りたいと思いますが、異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（大原 秀雄君） 異議ないので、質疑を終結し、討論に入ります。なお、一般会計、特別会計、合わせて討論されるようお願いいたします。

反対討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（大原 秀雄君） 賛成討論はありませんか。

3番 高柳智議員。

○3番（高柳 智君） 令和2年度一般会計、特別会計決算の認定につきまして、賛成の立場から討論を行います。

令和2年度の一般会計は、歳入総額40億348万6,000円、前年度比、プラス37.2%、10億8,510万7,000円の増。歳出総額37億5,231万3,000円、前年度比、プラス38.7%、10億4,676万8,000円の増。実質収支額は2億81万7,000円、前年度比、プラス12.6%、2,247万8,000円の増となりました。

歳入を見ますと、地方交付税が10億5,269万2,000円と引き続き高く、国庫支出金は前年度比、プラス437.5%、8億1,118万6,000円の増額で、これは新型コロナウイルス感染症対策に係る特別定額給付金や、GIGAスクールに係る環境整備のため、大幅な増額となっております。

また、町税は厳しい経済状況の中、事務所公売と収納率の向上について、ほぼ横ばいでした。

歳出を見ますと、目的別では、地域経済活性化券の交付事業等により、商工費が前年度比、プラス699.1%、特別定額給付金事業等により、総務費が前年度比、プラス98.5%と、ともに大幅に増加し、性質別では、補助費等が前年度比、プラス114.2%、積立金が前年度比、プラス94.8%と増加しております。

全体では、財政力指数も0.44と維持し、地方債現在高も着実に減少し、限られた財源で効率的な予算執行に努めるとともに、何より新型コロナウイルス感染症対策事業を最優先し、補正予算を9回も組み、町長以下職員が一丸となってスピード感を持って対応されました。

一方、防災・災害対策を推し進め、町道等のインフラ整備促進、埋立て等環境対策、高齢者・障害者福祉の充実、保育料の無償化、子ども医療費、給食費全額助成などの少子化対策などについて、幅広く施策を実施し、成果を上げているところです。

特別会計においては、国民健康保険事業特別会計は、実質収支7,317万2,000円で、財政運営の主体を県が行うことで財政の安定化が図られており、担当課の努力により、徴収率が向上しております。今後も医療費の増加が予想されるため、特定健診の受診率向上に努めることが求められます。

介護保険事業特別会計は、実質収支2,947万7,000円で、引き続き介護給付制限に該当しないよう、制度やサービス内容の周知とともに、保険料納付の啓発に努め、高齢者の増加に伴い、保険給付費が増加するので、介護予防の取組を強化する必要があります。

後期高齢者医療特別会計は、実質収支94万6,000円で、1人当たり年間医療費が県内でも高い状況が続いているので、特に重症化しないよう、各種検診等の予防策を強化する必要があります。

水道事業会計では、災害に強い安全な水を供給するため、職員が24時間管理を行っており、経営費の削減を図るとともに、施設管理の工夫など経費の削減に努め、安定した経営を行い、金融機関等の窓口納付書とコンビニ用の納付書を統一し、利用者の利便性及び収納率を向上させ、給水人口も増えております。

以上、令和2年度決算は、新型コロナウイルス感染症対策を最優先し、経費の削減に努め、予算が的確に実施され、大変評価できるものであり、令和2年度の一般会計、特別会計の決算に対する賛成討論といたします。

以上です。

○議長（大原 秀雄君） ほかに、反対討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（大原 秀雄君） 賛成討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（大原 秀雄君） お諮りします。討論を終結し、採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者の声あり)

○議長(大原 秀雄君) 異議なしと認めます。よって、討論を終結し、採決します。
なお、採決は、起立によって行います。

日程第1 認定第1号 令和2年度神崎町一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本件を認定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(大原 秀雄君) 起立全員。よって、本件は認定することに決定いたしました。
続いて、日程第2 認定第2号 令和2年度神崎町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本件を認定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(大原 秀雄君) 起立全員。よって、本件は認定することに決定いたしました。
続いて、日程第3 認定第3号 令和2年度神崎町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本件を認定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(大原 秀雄君) 起立全員。よって、本件は認定することに決定いたしました。
続いて、日程第4 認定第4号 令和2年度神崎町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本件を認定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(大原 秀雄君) 起立全員。よって、本件は認定することに決定いたしました。
続いて、日程第5 認定第5号 令和2年度神崎町水道事業会計決算の認定についてを採決いたします。

本件を認定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(大原 秀雄君) 起立全員。よって、本件は認定することに決定いたしました。
ここで休憩とします。議場の時計で13時まで休憩といたします。

(午前11時48分)

○議長（大原 秀雄君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

（午後 1 時00分）

◎日程第 6 一般質問

○議長（大原 秀雄君） 日程第 6 一般質問を行います。

質問は通告書により一問一答方式で行います。答弁者は大きな声で簡潔に答弁をお願いいたします。

◇ 3 番 高 柳 智 君 ◇

○議長（大原 秀雄君） 3 番 高柳 智議員の質問を許します。

○3 番（高柳 智君） 議員番号 3 番 高柳 智でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告に従い、一般質問を行わせていただきます。

まずは、新型コロナウイルスの影響で苦しい思いをされている方に心よりお見舞い申し上げます。また、医療従事者の方々には、献身的なご尽力に対しまして、心より感謝申し上げます。何よりも、一日も早い感染の終息、特効薬の開発が待たれます。

一方、コロナ禍にあつて、賛否両論のある中で開催となった東京オリンピック・パラリンピックでは、隣の成田市からお2人のメダリストが誕生しました。コロナによる行動や活動が制限され、自粛している中、感動と勇気と元気をいただきました。本当におめでとうございます。

私の質問といたしましては、新型コロナウイルス対策について、災害対策について、消防団活動について、国家戦略特区指定について、通学路の安全について、大きく 5 点でございます。

近年、少子化や人口減少、食生活の多様化により、消費者の米離れが加速し、加えて新型コロナウイルスの感染拡大による外食産業の需要の減少により、米の過大な流通在庫が発生し、価格が下落しております。そのため、農業者が苦しんでおります。まず最初に、米価下落対策について質問を行います。

以降については、自席にて行います。

○議長（大原 秀雄君） 3 番 高柳 智議員。

○3番（高柳 智君） これは隣の稲敷市なんですけれども、昨年度、コロナウイルス緊急経済対策事業の一つといたしまして、食用水稻次期作付支援事業というものを実施いたしました、次年度以降も、ですから今年度ですね、米づくりを続ける農家を対象に、1反歩当たり5,000円を補助し、種子や肥料、農薬などの購入費用に対する補助を行っております。

本町でも農業者が苦しんでおりますので、農業者対策として、このようなものを導入すべきではないかと思っております。いかがでしょうか。

○議長（大原 秀雄君） 金田まちづくり課長。

○まちづくり課長（金田 智君） お答えいたします。主食用米の価格低減に対する助成ということのご質問でございます。

このたび高柳議員からご質問をいただきまして、何といたしましょうか、斬新だなと感じました。農業に対する補助といたしますと、大体、米でいえば転作に対する補助が主立ったものでございまして、それとは逆に、主食用米に対する助成ということで、こちらは本当に斬新なものでございます。実施に向けて、まず可能かどうか検討させていただきたいということで現在、考えております。

以上でございます。

○議長（大原 秀雄君） 3番 高柳議員。

○3番（高柳 智君） 下落に対しての補助となりますと、これは所得補償的な意味合いになってしまいますので、次年度に対する種子や肥料、農薬に対する次年度対策というところでご検討いただければと思うんですが、本町の主食用米、今年度350町歩ということで、1反歩当たり3,000円とした場合に約1,000万円、やはりお金がかかることですので、ただ財源が、9月補正時点、現時点でいきますと、繰越しがあと1億円あると思うんですが、あと地方創生臨時交付金も執行残等も考えてみてはいかがでしょうかと思っております。今後検討されるということで、この質問は以上ですが。

続きまして、ワクチン接種の状況なのですが、当町は、先ほどもありましたけども、職員の方々の努力で非常に高い接種率だと思います。現在の接種率の状況を教えてください。

○議長（大原 秀雄君） 廣瀬保健福祉課長。

○保健福祉課長（廣瀬 裕君） 高柳議員のご質問にお答えいたします。

ワクチンの接種状況につきましては、9月9日現在、12歳以上の町民の方で83.2%の方が1回目の接種を終了しております。また、74%の方が2回目の接種を終えております。

また、中学生、そして小学校6年生に対しては、アンケートを実施しまして、希望する中学3年生につきましては、9月5日に集団接種を実施しております。そのほかの生徒・児童については、個別接種のほうで対応していただくというようなことで、概ね1回目の接種は完了しております。

この後、町内の未接種者の方が全体で900名弱いらっしゃいますので、そういった方にアンケート調査を実施しまして、集団接種の希望があれば、ある程度の数がまとまれば、追加の集団接種を実施して参りたいと考えてございます。

以上です。

○議長（大原 秀雄君） 3番 高柳議員。

○3番（高柳 智君） アンケート、実は私のところに来まして、私は職域で受けているものですから、町では多分、把握されていないと思うんです、多分そういう方が若干いらっしゃるのかなと。そうした場合には、接種率はもっと高いのではないかと思われます。一応、私はアンケートが来ましたので、職域で打ちましたということで返送いたしております。

あと、これも交付金と一緒に、かなり迅速に県内でも対応できたと思うんですが、こちらの要因といいますか、どのようなことが考えられるでしょうか。

○議長（大原 秀雄君） 廣瀬保健福祉課長。

○保健福祉課長（廣瀬 裕君） やはり今回の件につきましては、町長の迅速な判断、そして決断、そして担当職員を筆頭に、保健福祉課の職員一丸となって、協力しながら事業を進めてきた成果だと認識してございます。

○議長（大原 秀雄君） 3番 高柳議員。

○3番（高柳 智君） 先ほど意向調査をして、また追加の希望があればということなんですけれども、一時期、やっぱり若者の間の中では、不妊になるというような、そのような不確かな情報がSNSを通して流されていて、その関係で若い方がなかなか受けたがらないということも、私の職場の若い職員から聞いておりました。

でも現在はワクチンの有効性もかなり証明されておりますので、今後、意向調査もされていますけれども、ワクチンを接種されていない方への、希望されるのではなく、接種していただくような方向での何か方策、自治体によっては、車ですか、車のプレゼントでしたっけ、そういうような、何というんですか、飴じゃないですけども、そちらのほうの対応をしているところもありますけど、何かお考えはあるでしょうか。

○議長（大原 秀雄君） 廣瀬保健福祉課長。

○保健福祉課長（廣瀬 裕君） お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、高齢者の方で接種会場までの交通手段がないというような方もいらっしゃいますので、今回のアンケートとしましては、65歳以上の方と64歳以下の方に分けまして、65歳以上の方には、会場までの送迎等が必要であれば、その旨、申し出ていただくようなアンケートの内容ともなっております。

また、接種率を高めるということにつきましては、今回のワクチン接種につきましては、本人の意思に基づいて接種するということですので、現段階では何らかの特典みたいなものを付与することによって接種率を上げるというようなことは考えてございません。

以上です。

○議長（大原 秀雄君） 3番 高柳議員。

○3番（高柳 智君） 分かりました。

続きまして、対策の中の一環の笑顔応援券ですか、こちらは聞くところによりますと、前回の券もぼろぼろと使われているみたいなんです、現在の執行状況はどのぐらいでしょうか。

○議長（大原 秀雄君） 金田まちづくり課長。

○まちづくり課長（金田 智君） お答えいたします。

まず、本年度発行の応援券でございます。9月1日現在の集計になりますけれども、配布の対象者、こちらが5,788人でございます。全体で4割、40%の使用状況でございます。その内訳ですけれども、全加盟店で使用できるもの、赤色のもの、こちらが40%、それから中小加盟店、青色、こちらが36%といった使用率になっております。

また、令和2年度からの繰越し分につきましては、やはり9月1日現在の配布人数、こちらが5,888人に対しまして、91%ご使用いただいております。内訳といたしましては、全加盟店、赤色のもの、こちらが97%、それから中小加盟店、青色のもの、こちらが95%、それから飲食店専用の券、緑色のもの、こちらがちょっと使用率がやはり落ちてまして、81%といった状況でございます。

以上です。

○議長（大原 秀雄君） 3番 高柳議員。

○3番（高柳 智君） そうですね、今現在は飲食店さんも夕方等はやっておりませんので、やはりどうしてもそこは鈍ってしまうのかなと思われそうですが、緊急事態宣言が明けた後、再度、使用のアナウンスをされるとか、そういうこともやられてはいかがかなと思います。

続きまして、生活困窮の自立支援金なんですけれども、こちらは緊急小口資金等の特

例貸付け、困っている方ですね。こちらは国のほうで再貸付けの申請が延長になっております。現在、こちらの申請状況はいかがでしょうか。

○議長（大原 秀雄君） 廣瀬保健福祉課長。

○保健福祉課長（廣瀬 裕君） ただ今のご質問にお答えいたします。

生活困窮者自立支援金については、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、総合支援資金等の再貸付けが終了するなどによって、特例貸付けを受給できない、生活に困っている非課税世帯主を対象に、支援金を支給するものです。

支給額は、月額、単身世帯で6万円、2人世帯で8万円、3人世帯以上ですと10万円となっております。支給期間は3か月となります。

事業主体は千葉県で、申請窓口は、市町村によって異なりますが、神崎町、多古町、東庄町の場合は、香取市内に事務所がございます香取CCC、香取中核支援センター、こちらが窓口となっております。香取CCCに確認したところ、現在、町内で給付を受けている方は4世帯。単身世帯が3件、4人世帯が1件であるとのことでした。

こちらの制度につきましては、生活保護の決定を受ける手前の方というようなイメージが相応しいのかなど。生活保護の手前の方というような方が対象になります。

生活保護につきましては、8月末現在で、町内で41世帯44名の方が生活保護の決定・支給を受けているような状況でございます。

以上です。

○議長（大原 秀雄君） 3番 高柳議員。

○3番（高柳 智君） この制度というのはかなりコアな制度なので、なかなか周知のほうも大変だとは思いますが、4世帯ということで、生活保護も先ほど41世帯とおっしゃられましたが、こちらは増えておりますか、減っておりますか。

○議長（大原 秀雄君） 廣瀬保健福祉課長。

○保健福祉課長（廣瀬 裕君） 生活保護の数ですが、令和2年度、今年の3月末の時点で、今申しあげましたように、現在の数字と同じなんですけど、41世帯44名でございました。

これまでの間に、新規の決定者が2名、そして2名の方が廃止となっております。廃止の理由としましては、死亡と、生活保護支給決定を受けるとなかなか車の運転ができないということで、生活に支障を来すということで、申請を辞退したという方が2名ということで、3月末と現在の世帯数、人員数については変わりございません。

以上です。

○議長（大原 秀雄君） 3番 高柳議員。

○3番（高柳 智君） 続きまして、災害対策です。

近年、毎年のように集中豪雨がもう当たり前のように起こっておりまして、日本各地で災害に見舞われております。多くの高齢者が被害を受け、また、障害のある人の避難が適切に行われなかった事例もあります。自ら避難することが困難な高齢者や障害者の避難行動要支援者が被害に遭わないように、本年5月に災害対策基本法の一部を改正する法律が施行されております。

ハザードマップの危険地域や、独居または夫婦2人暮らしなどの地域の実情を踏まえながら、地域防災計画の定めるところにより、概ね5年程度で個別避難計画の策定が、これは努力義務なんですけども、再開しております。また、作成経費に関しましても地方交付税措置されておりますが、策定状況はいかがでしょうか。

○議長（大原 秀雄君） 廣瀬保健福祉課長。

○保健福祉課長（廣瀬 裕君） ただ今のご質問にお答えいたします。

議員おっしゃるように、内閣府によると、近年、災害において高齢者や障害者が犠牲となっているケースが大変増えております。災害における全体の死者のうち、65歳以上の高齢者の割合は、令和元年台風19号等では約65%、令和2年7月の豪雨では約79%でありました。令和元年台風等による災害を踏まえ、中央防災会議の下、ワーキンググループで高齢者などの避難の在り方について議論が行われ、令和3年5月に災害対策基本法が改正されたのは、議員のおっしゃるところと同じ内容となります。市町村の避難行動要支援者ごとに個別避難計画の作成が努力義務とされるなど、規定が創設されております。

本町においては本年度、モデルケースとして1件、避難行動計画のほうを策定中でございます。次年度以降、ハザードマップ等を参考に計画策定の優先順位を検討して、順次、計画の策定を進めて参りたいと考えております。

また、同様に、災害時における福祉避難所についても、じょうもんの郷とは平成24年12月21日に、香取特別支援学校とは平成25年2月19日に、災害時における協力体制の協定を締結しておりますので、これらについても活用が可能か含めて検討して参りたいと考えてございます。

○議長（大原 秀雄君） 3番 高柳議員。

○3番（高柳 智君） 福祉避難所として、じょうもんの郷さんは短期入所とかを受け入れているので、活用方法はあるのかなと思うんですけども、香取特別支援学校さんは障害をお持ちの児童の学校ということなんですけれども、避難される先としてはちょっと疑問かなという気もしないでもありません。というのは、ベッドとかあるの

かなとか、お風呂とか、入浴施設はあるのかなというところもちょっと疑問なので、そこら辺は再度検討されたほうがよろしいのかなとは思いますが。

続きまして、冠水地区なんですけど、先月、大雨で道の駅周辺、圏央道脇の松崎地区ですか、こちらは早い時間、朝から冠水しておりました。また、時間の経過とともに、天の川公園の脇の道のところとか、あと本3地区の一部も冠水しておりました。そもそも流域の末端ですので地盤も低いですが、特に松崎地区の冠水していた道は生活道路になっていると思うんですね。車が家から出入りするところなので。こちらにつきまして、何か対策等はお考えでしょうか。

○議長（大原 秀雄君） 久保木総務課長。

○総務課長（久保木 豊吉君） 高柳議員のご質問にお答えいたします。

先日の冠水対策ということでございますけども、一般的な本町の浸水の想定について先にお話しさせていただきますと、平成30年度に国交省、千葉県からデータを提供していただいて、ハザードマップを策定しております。そのハザードマップの中で、利根川の決壊した場合等の浸水の想定を色分けしながら、皆さんにご案内しているというような状況でございます。

今お話のありました8月15日における大雨の時に、バイパス周辺の側道辺り、それから道の駅、天の川公園付近、こちらのほうの冠水があったということで、高柳議員のほうからそういった注意喚起のご連絡もいただきながら、我が課の職員が、先ほどありました生活道、そういったところの車両の通行の危険を示す三角柱を設置したりだとか、そういう形で注意喚起をちょっと促させていただきました。

それで、具体的な冠水対策ということになりましようが、こちらにつきましては、川端の水門であったり、それから神宿の樋管の水門であったり、本流との水位の差も関係しますが、そういったものの開閉によって対応するのは当然、一番最初の話なんですけども、そのほかに両総の八間川の揚水機場、それから松崎の排水機場、こういったものの活用を十分にした上で行っていきたいなと思うんですが、その辺の対策については、担当課のまちづくり課のほうから回答があると思いますので、よろしくお願いたします。

○議長（大原 秀雄君） 金田まちづくり課長。

○まちづくり課長（金田 智君） それでは、内水の排水ということで、こちらについて回答いたします。

8月15日の大雨の際は、まず松崎・神宿地区、あの一带につきましては、どうしても松崎の強制排水機場、こちらを頼るしかございません。それで、15日から3日間連

続で排水機場を動かしまして、それで排水対応をしたところでございます。特に大きな冠水もなく、無事済んだかなという状況でございます。

それから、今・高谷地区、あちらにつきましては、やはり香取市の両総排水の強制排水機場、あちらに頼るしかございませんので、そちらは、冠水が始まって一定の水位を超えると自動的に稼働するというので、こちらも問題なく対応できているというところでございました。

以上でございます。

○議長（大原 秀雄君） 3番 高柳議員。

○3番（高柳 智君） 一部では、本3地区はちょっと水門を閉めるのが早かったのかなというところもあるんですが、車等、突っ込んで動けなくなるというような被害は避けたいと思いますので、なるべく早く機場のほうを回していただけるような対応を取っていただきたいと思います。

続きまして、今朝配られてはおりますが、神崎町災害廃棄物処理計画ですか、こちらが策定されておりますが、詳細はどのようなものでしょうか。

○議長（大原 秀雄君） 浅野町民課長。

○町民課長（浅野 憲治君） 高柳議員の質問にお答えいたします。

先般、全員協議会でこちらのカラー刷りの概要版をお配りいたしました。それで今朝ほど、本編になります災害廃棄物の処理計画をお配りしたところであります。

今回の処理計画ですが、まず災害廃棄物ということで、台風や地震などの災害を起因として発生した廃棄物を指します。今回、神崎町では、町民の意見を反映させるために、パブリックコメントを7月に実施して、令和3年8月に本計画を策定いたしました。

背景といたしましては、近年、想像の枠組みを超えた台風被害であるとか、大雨、地震などの被害が全国各地で発生しております。人的被害や物的被害が確認され、それに伴い、広範囲に甚大な災害廃棄物が発生することによります。神崎町においても、東日本大震災では約82.1トン、令和元年台風では103.26トンの災害廃棄物が発生しております。

本計画の趣旨は、災害廃棄物の適正な処理体制を確保し、被災地における生活環境の保全並びに早期の復旧・復興を実現することを目的としております。台風や地震などの非常災害時における災害廃棄物の適正処理に関する事項について、国の指針、県の計画、並びに神崎町地域防災計画との整合を図り、定めております。

発災時の膨大な廃棄物を処理するには、各主体の役割が重要となります。町民の方

には、災害廃棄物を仮置場に搬出される際には、種類ごとの分別にご協力いただく必要がございます。更に、国、県、事業者ごとに役割を定めることによって、適正かつ円滑・迅速に処理を進めることとしております。

なお、本計画は、あくまでも災害廃棄物の適正な処理体制を定めた基礎的なものがあります。発災時に処理業者等と友好的な協定の締結を図るなど、課題も抽出されております。発災時に本計画が有効的かつ早期の復旧・復興を実現するための効果的な計画になるよう適宜、内容の精査に努めて参ります。

以上でございます。

○議長（大原 秀雄君） 3番 高柳議員。

○3番（高柳 智君） 概要版は以前、配られまして、今朝ですか、この計画が配られたんですけども、予算書に予算はないんですけども、これは自前とかですか。

○議長（大原 秀雄君） 浅野町民課長。

○町民課長（浅野 憲治君） お答えいたします。

町の各部署においてこういった計画、立てられておりますが、本計画については外部委託はしておりません。職員によりまして、国・県の計画等を参照しながらデータを作成し、計画書を作成しております。ですので、予算計上するような外部委託には至っておりません。

以上です。

○議長（大原 秀雄君） 3番 高柳議員。

○3番（高柳 智君） 埋立ての事件とかある中で、担当、お1人だったと思うんですけども、その中でこれだけのものを作ったのは大変ご苦労だったと思います。

続きまして、消防団活動に移ります。

6月議会でも質問させていただいておりますが、国の指針で、消防団員の処遇を改善しなさいということが出ていたのですが、6月の答弁では近隣の状況を見てということでしたが、現在いかがでしょうか。

○議長（大原 秀雄君） 久保木総務課長。

○総務課長（久保木 豊吉君） 高柳議員のご質問にお答えいたします。

今、お話ありましたとおり処遇改善のご質問、6月議会でご質問があり、団員のなり手不足、団員確保のための処遇改善として、出動報酬の創設であったり、その他もろもろの改善を対応するべきだというような通知が来ているということで、近隣市町の状況、動向を確認しますというような答弁をいたしました。

現在の進捗状況としましては、県内の消防団の情報収集を行っております。各団体

とも、消防庁からの通知に沿って見直し改善を進めるという見込みであると聞いております。香取管内の市町の状況、こちらのほうも、せんだって香取広域消防ですか、そちらのほうのお話を聞いたところ、やはり消防庁通知に準拠する形で、報酬等の導入、額改定等を検討していきたいということでございました。

以上です。

○議長（大原 秀雄君） 3番 高柳議員。

○3番（高柳 智君） 手当といいましても、訓練から何から出動したら全て出すとかというのは私もちょっと予算もかかるものなので、全てではなくて、例えば火災、風水害の緊急の出動の時には、手当が出てもいいのかなとは思っております。

それとは別なんですけれども、大体、消防団の活動って、火災は天候はあれですけども、災害って大体、雨の日だったりするわけで、現在、消防団は雨の日とかですと、自前の雨具で対応しておるんですが、メディアとかで見たところ、やっぱり消防団員も他のところでは雨具に、後ろに何とか市消防団とかいう統一の服装で活動されるところもあります。やはり処遇改善の意味もありますが、活動中、消防団員ということを識別することも、これは活動の際、危険回避という意味では重要だと思います。そういうところを勘案しまして、団員全員分というのはあまり相応しくないといえますか、そこまでは必要ないんじゃないかと思えます。

今、各部に防火服が何枚かずつ、必要最低限だと思うんですが、貸与されていると思うんですが、最低限の活動人数に足りる枚数の雨具を、合羽ですね、後ろに名前を入れて、名前って神崎町消防団と入れて、1部5枚とか、そんな高価なものではないので、貸与してはいかがかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（大原 秀雄君） 久保木総務課長。

○総務課長（久保木 豊吉君） 高柳議員のご質問にお答えします。

今お話あったとおり、近年、台風、大雨等によりまして、消防団の出動機会も大分、増えてきております。風水害の災害の出動の際には、レインコート等の装備も安全面から考えれば必要かというふうなことも考えられると思えます。

この雨具の配備については、具体的には消防団との協議も必要なのかなと思えます。そういったことで、消防団等の要望等も確認しながら、もろもろ優先順位等も踏まえた上で、装備の検討を行いたいなと思っております。

なお、装備については、財源的なものも必要になってくるかと思えます。国・県の補助金、そういったものの活用が可能なのかどうか、そういったものを含めて、事前協議を行いながら検討していきたいなと思っております。

以上です。

○議長（大原 秀雄君） 3番 高柳議員。

○3番（高柳 智君） 続きまして、こちらも3月議会で質問したところなんですけれども、圏央道大栄―横芝間、令和6年度中の供用開始ということで、今かなり工事が進んでおります。

神崎インターチェンジの周辺は、農地も多くて土地利用にかなり制限があるところでございますが、産業機能の誘導等、適切な……、適切と言っていいのかあれですけど、土地利用、圏央道の整備の波及効果、まちの活性化に繋げていくにも、国家戦略特区指定、こちらを有効利用すべきではないかと思えます。

漠然と考えると、倉庫等物流基地等は考えられるんですけども、そういうことだけではなくて、例えばオリンピックで新種目がありましたスケボーとかクライミングとか、そういう施設を誘致するのも1つの考えですし、神崎でいえば発酵のテーマパークなども面白いのではないかと私自身は考えているんですけども、総合計画にもうたわれておりますが、ハイウェイオアシスの国家戦略特区指定、こちらの位置付けは進んでおりますでしょうか。

○議長（大原 秀雄君） 石井まちづくり課担当課長。

○まちづくり課担当課長（石井 達矢君） 成田空港周辺9市町の国家戦略特区指定の現在の状況ということでございますが、まず国家戦略特区につきましては、千葉県が今年の1月に国のほうに提案を行っております。空港周辺の9市町を対象地域としまして、4つの規制緩和策、まず土地の利用規制緩和、外国人の在留資格、交通分野、そして農業振興のこの4つの規制緩和策から提案をしたというものでございます。

町のほうの施策の展開との関係という意味では、特に最初に申しあげました土地利用規制緩和につきましては、空港周辺のインターチェンジ等の周辺における農振除外や農地転用要件の緩和が盛り込まれておりまして、インターチェンジから半径約3キロ以内の規制緩和というものも具体的に盛り込まれておりまして、道の駅周辺の地域開発を目指す本町においても、今後の動向に非常に注視すべき内容かと思っております。

今後の進捗状況ですが、今のところ国のほうに提案というところでとどまっております。その先の例えばワーキンググループ等での議題には現在のところ上がっていないということで聞いております。

○議長（大原 秀雄君） 3番 高柳議員。

○3番（高柳 智君） いかんせんハード事業になった場合にはお金がかかるものなの

で、1つの考え方としまして、公共施設の建設、維持管理、運営等、行政と民間が連携し、民間の創意工夫を活用し、財政資金の効率的使用や行政の効率化を図る、いわゆるPPP、官民連帯事業、PFI、こちらは財政支援、民間資金の活用のほうなんですけれども、こちらも検討していただければ、町の負担をなるべく減らして、なるべく民間の活力を利用して、進めていけるような計画を作っていただければと思います。

最後の質問なんですが、6月28日に、八街市で不幸にも小学生の列にトラックが突っ込んで、児童5人が死傷され、いたたまれない事故がありました。この学校では、5年前にも同じように登校中にトラックが突っ込んで、4人が重軽傷を負う事故がありました。

今回、事故が起きた市道は、平成20年度から4年に渡って小学校のPTAが毎年、ガードレールの整備を求めていたらしいです。しかし、市当局は財源の制約などを理由に、整備は実現しておりませんでした。

私も現場を確認してきましたが、現在、事故現場周辺の道路に歩道と車道を分ける線を引くことや、一部の横断歩道の近くに歩道を緑色に塗って目立たせる、神崎町にもありますけど、グリーンベルトの整備、また事故現場付近の最高速度を60キロから30キロに落とす、変更するのに、そちらも防犯灯や注意喚起の看板等を設置しております。私が行った時は設置の工事中であったんですが、また聞くところによりますと、スクールバスの運行も始めたそうです。

当町では、ホームページにも出ていますが、神崎町通学路交通安全プログラム、こちらが神崎町通学路安全推進協議会によって平成27年3月に策定されております。この中では、定期的な点検の実施、実施した際の公表が示されております。どこが危ないかという位置情報と、そこの写真も出ております。以前、大原議員の質問にあったと思うんですが、武田地先の木が繁茂しているというところも出ておりますし、ほかの所も写真付で出ておりますが、現在、こちらの危険地域等々の状況はいかがでしょうか。

○議長（大原 秀雄君） 石井まちづくり課担当課長。

○まちづくり課担当課長（石井 達矢君） 通学路の安全についてというご質問で、現在の緊急点検の状況と、その中で抽出された危険箇所についてお話しさせていただきます。

八街市の事故を受けまして、今回、千葉県教育委員会から、全小学校の通学路について緊急一斉点検を実施するよう依頼がございました。それを受けまして、7月に

小学校、教育委員会、保護者の代表などと合同で、緊急一斉点検を実施いたしました。

その結果を踏まえまして、8月に通学路合同点検会議を開催いたしまして、小学校、教育委員会、あと香取警察、香取土木事務所、そしてまちづくり課などによりまして、意見交換及び対策方針を協議したところであります。点検した危険箇所につきましては、当然のように複数ございますので、それぞれの立場において安全対策を順次講じていくことなどを、その会議の中で確認し合ったというところですよ。

危険箇所としましては、学校から報告されたのは14か所でございます。神崎小学校区で9か所、米沢小学校区が5か所という内訳になっております。見通しの悪い道路だとか道幅の狭い道路において、車がスピードを出して通る箇所、また、路側帯の白線が消えかかっている箇所、議員おっしゃったように雑草や樹木が道路に張り出している箇所などが確認されたというところでありまして。

○議長（大原 秀雄君） 3番 高柳議員。

○3番（高柳 智君） 危険な所を、民地の関係もあるとは思いますが、早急に対応するのが必要かと思えます。

実は八街市役所に友人もおりまして、これの意見交換をしたんですが、そもそも八街市さんは、町のほうから小規模の住宅開発が進んで、市街化区域の網かけ、いわゆる線引きがなかなかできなくて、都市計画道路の策定も遅れて、幹線道路が整備できないような現状がありました。やはり町の将来像を考えた場合に、20年、30年先まで見越して、早め、早めに計画等を考えていくのが必要かなと実感させられました。

以上で私の質問を終わりにいたします。

○議長（大原 秀雄君） 以上で3番 高柳 智議員の質問を終わります。

ここで休憩とします。議場の時計で、2時ちょうどまで休憩といたします。

（午後1時46分）

○議長（大原 秀雄君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

（午後2時00分）

○議長（大原 秀雄君） 一般質問を続けます。

◇ 5番 鈴木節子君 ◇

○議長（大原 秀雄君） 5番 鈴木節子議員の質問を許します。

○5番（鈴木 節子君） 鈴木節子です。ただ今、議長より許可されましたので、発言させていただきます。

町のコロナのワクチン接種は、16歳以上64歳まで、また中学生の接種も9月には終わりそうで、比較的早く進んでいるようです。あとは12歳以下の人たちがいつになったらできるのかなというところです。また、若い人たちがいろいろ言われていますけれども、若い人たちも早くワクチン接種をしたいのです。それをしたがない人があるなど、情報のミスリードではないでしょうか。

さて、6月に国会が閉会して、今は9月。コロナウイルス、入院もできず自宅待機の医療の崩壊の現実、メディアはそれをはっきりとは言ってくれないけれど、静かに、静かに崩壊しているのです。そして、的外れな新型コロナ対策のせいで、コロナに感染したり仕事を失ったりするなど、日本中の国民が苦しんでいます。直ちに国会を開き、ワクチン接種の迅速化と大規模PCR検査、臨時の医療施設の増設・確保、全ての医療機関の減収補填、労働者や自営業者への迅速な補償など、コロナ対策を進めるべきです。コロナ対策しかり、災害対策しかり、人命に関わる対策を放りっ放しにしてきた国から、市民が主役の法治国家、法が治める国家へと変えていく必要があります。

また、このコロナ禍なのに、防衛省は2022年度予算の概算要求で、史上最大の5兆4,797億円を計上しました。新型コロナウイルスの感染拡大で、「軍事費を削って医療に回せ」の声を踏みにじり、米国製の武器の爆買いなど、大軍拡に歯止めがかからない状況です。

こうした問題に対して、今の政権では誰が総裁になっても国民は苦境を乗り越えることができません。自治体においても、国の家来ではないのですから、何でも国の言うとおりに動くことが国民、住民のためにならないとよく自覚して、考えの中心に置くべきだと思います。

以下は自席にて行います。

○議長（大原 秀雄君） 5番 鈴木議員。

○5番（鈴木 節子君） それでは、最初は安全を重視した道路行政をということで、1番目、正しい優先道路の表示はいつになるのか。

成田リサイクルの工場作業場前から古原方面に曲がる場所がありますが、初めてここを通る人には分かりにくい箇所です。優先道路というのは、広くて比較的、真っすぐな道だという思い込みがあるので、古原方面から来た車が止まって待っている場合があります。そして、2台の車が止まって、自分のほうが間違っていたんじゃない

か、またはもう一方、あるいは自分は待っているほうなんだけど、相手が動かないからということで同時に車を動かしたりしたら、危険なことになります。

ゼブラ線や点線が書いてあるじゃないかといっても、やはり人間の思い込みや不注意はあるのです。成田神崎線が開通すれば、植房方面が優先になるとのことですが、開通するのは何年先になるのでしょうか。それまでにここで事故が起きたりしたらどうするのでしょうか。成田神崎線の開通は、何年も先になります。開通を待たずに、今ここで正しい優先道路の表示をするべきではないのでしょうか。いかがでしょうか。

○議長（大原 秀雄君） 石井まちづくり課担当課長。

○まちづくり課担当課長（石井 達矢君） 正しい優先道路の表示はというご質問でございます。

まず、場所の確認をさせていただきます。立野地先の県道郡停車場大須賀線から武田古原線に入って、古原方面に向かう左カーブと、真っすぐ正面の植房に向かう成田神崎線の予定道路が分岐する部分かと思えます。

まず、この道路を日常的に利用されている方のほとんどの方は、優先関係を理解されていると考えます。初めて通行する方でも、ただ今ちょっと冷やりとする場面があるというお話がありましたけども、横断歩道だったり、手前の一時停止の標識、停止線、あるいはセンターラインの途切れなどの交通表示がきちんとございますので、優先関係を、運転するドライバーであれば理解できるものと考えます。

こうした中で、道路整備事業が順調に促進されれば、それはとてもいいことなんですけれども、今の状況で、道路整備など何のきっかけもなく、道路の形もそのままという状態で、優先関係だけを入れ替えるということは、日常的に利用されている方にとっては、新しい混乱を招くということになりかねないと考えます。よって、現段階におきましては、優先道路を変更する考えは持っておりません。

ただ、鈴木議員おっしゃるように、成田神崎線整備完了して供用開始します。それから将来的には県道への認定なども視野に入れますと、当然、交通量が大きく変わると見込んでおりますので、その際には主従関係の見直しを検討して参りたいと考えております。

ご心配をおかけしている状態でございますが、申し訳ありませんが、もうしばらくお待ちいただきますようご理解をお願いしたいと思います。

○議長（大原 秀雄君） 5番 鈴木議員。

○5番（鈴木 節子君） 別に大がかりな工事をするわけではなくて、表示を変えるだけなのに、どうしてそんなにすぐには取りかかれなんでしょうか。

○議長（大原 秀雄君） 石井まちづくり課担当課長。

○まちづくり課担当課長（石井 達矢君） 道路の形を変えることなく優先関係を変えるということは、繰り返しになりますけれども、普段使いの利用者の方にとっては、逆に思い込みというのが当然ございますので、新たな危険が生じることになると考えられると思っております。

○議長（大原 秀雄君） 5番 鈴木議員。

○5番（鈴木 節子君） でも、いずれ植房方面が優先道路になるんですよね。それをどうしてもうちよつと早められないんですか。それはずっと変わらないんだったら、勝手に変えるのはあれですけども、いずれ変わるということであれば、早めに変えても差し支えないと思えますが。

○議長（大原 秀雄君） 石井まちづくり課担当課長。

○まちづくり課担当課長（石井 達矢君） もともと武田古原線というものが最初にございましたので、そのルートは当然、左カーブというところで、地元の方につきましてはそれが優先だというふうに、これは以前からそういうことで動いております。それを簡単にちよつと変えるというのは、すみません、繰り返しになりますが、新たな危険がどうしても生まれると考えております。

○議長（大原 秀雄君） 5番 鈴木議員。

○5番（鈴木 節子君） でもどう見ても比較的真っすぐなほうが優先道路で、ぐっと大きくカーブしてやって来る道のほうが優先道路というのはおかしいと思うんですよね。今はこれ、事故を起こした当事者からも、道路の造りが悪いので、事故を誘発したと訴えられる時代です。そのことについては想定しましたか。

○議長（大原 秀雄君） 石井まちづくり課担当課長。

○まちづくり課担当課長（石井 達矢君） 道路に関しましては、一部、白線等が見えにくいという部分もございますので、その辺は確認して、白線等の塗り直し等を考えたいと考えております。

○議長（大原 秀雄君） 5番 鈴木議員。

○5番（鈴木 節子君） じゃあ、どうやっても成田神崎線が開通するまでは変えないんでしょうか。一体、何年後になるんでしょうか。

○議長（大原 秀雄君） 石井まちづくり課担当課長。

○まちづくり課担当課長（石井 達矢君） 成田神崎線の供用の時期については、現在のところ、何年ということは申し上げることはできません。

ただ現在、成田神崎線、用地交渉のほうも進めておりますので、それにこちらのほ

うは引き続き取り組んで参りたいと思っています。

○議長（大原 秀雄君） 5番 鈴木議員。

○5番（鈴木 節子君） うちもあの近くを通るんですけれども、2台の車がお見合いしている場面が結構あります。あそこは、じゃあ、事故が起きたら変えるんでしょうか。それまでは変えないんでしょうか。並木の道がそうでしたよね。優先道路がはっきりしていなくて、事故が起きて初めて優先道路を大きく表示したじゃないですか。そういう態度ではよくないと思いますが、いかがですか。

○議長（大原 秀雄君） 石井まちづくり課担当課長。

○まちづくり課担当課長（石井 達矢君） どちらも出ていないということは、両方で譲り合っているということでもございます。そんなに危険な状態が見られるようであれば当然、警察等に相談しまして検討はいたしますが、現在のところ、そんなに頻繁に危険な状態であるというふうな認識はありません。交通表示もしっかりされてありますので、当面この状態を続けたいと考えております。

○議長（大原 秀雄君） 5番 鈴木議員。

○5番（鈴木 節子君） いつもいつも危険じゃなくても、ある時突然、危険になることがあるわけですよね。お互いに見合っていて、お互いに考えていることが行き違っていて。そうってからでは遅いと思いますので、十分によく考えていただきたいと思います。

2つ目は、いつまでも変則的な信号でよいのかということで、これはスーパーナリタヤと渡辺ガソリンスタンドの間の信号です。車の通行が今ほど多くなかった頃の名残なんだろうけど、一方はいつも青で、もう一方は、歩行者がボタンを押してくれなければ青にはなりません。車を運転する人は、うまく間合いを見計らって出ているようですが、やはり危ない感じがします。当然、接触事故が起きていると思いますよ。ここを普通の感応式の信号にする必要はないんでしょうか。

○議長（大原 秀雄君） 石井まちづくり課担当課長。

○まちづくり課担当課長（石井 達矢君） 本宿地先、国道356号線の神崎ガソリンスタンド前の信号機かなと思います。

そちらに現在、設置されている信号機につきましては、押しボタン式の信号機でございます。安全に国道356号線を歩行者が横断できることを目的としたものでございます。歩行者横断のための信号ということでございます。交差点に関しましては、信号機により車両の通行が制限されている交差点ではないという位置付けでございます。

しかしながら、現在の状況を見ますと、これは道路の主従関係がはっきりしている、

明確である道路だと考えます。信号機で規制されていない交差点では、一旦停止をして、左右の安全確認を十分した後、通行していただくというのがルールです。また、優先道路を通行する車の進行を妨げないというのも、ドライバーとして守るべきルールになっております。

ですから、こちらの信号は変則的ということではなくて、あくまでも設置されている信号は歩行者のための信号ということで、車両については交通ルールを遵守して通っていただくということかなと考えております。

○議長（大原 秀雄君） 5番 鈴木議員。

○5番（鈴木 節子君） 歩行者のためにとっても結局、歩行者だけじゃなくて車も通るから大変なんですよ。今までに接触事故、何件か起きていると思いますけど、把握していますか。

○議長（大原 秀雄君） 石井まちづくり課担当課長。

○まちづくり課担当課長（石井 達矢君） 事故の件数につきましては、把握してございません。

○議長（大原 秀雄君） 5番 鈴木議員。

○5番（鈴木 節子君） 少なくとも1件はあります。うちがそういうふうになりましたから。ということは他の人もやっていると思うんですよ。危険なんです。それをやっぱり考えていただかないと困ります。

これは県の公安委員会の管理といっても、事故が起きるまでに改良するつもりはないんでしょうか。県に働きかけるつもりはないんでしょうか。

○議長（大原 秀雄君） 石井まちづくり課担当課長。

○まちづくり課担当課長（石井 達矢君） おっしゃるように、信号機の関係その他道路上の規制につきましては、交通管理者でございます警察、公安委員会の所管となります。町としての対応としましては、地域の方、区長要望等をいただいた場合、状況を正確に把握、確認しまして、所轄の警察署を通じて、そのご要望等を公安委員会のほうにお伝えするという対応になろうかなと思います。また、香取警察でもご相談を受け付けておりますし、県警のホームページでも受け付けているということを知っております。

以上です。

○議長（大原 秀雄君） 5番 鈴木議員。

○5番（鈴木 節子君） やっぱり町としては、事故が起きる前にやはり手を打つべきだと思います。事故が起きてから動いたら遅いと思います。

では次、3番目に、道路を駐車場として使ってよいのかということで、植房地区と立野地区の境目辺りに、非常に道路幅が広い所があって、そこに朝から夕方まで七、八台、多い時には両側にも止まっていて、とても路上駐車の影響を越えています。

そこを近くの会社が恒常的に駐車場として使用している模様なんですけれども、これは通る車がそんなにないからということで、町は認めているんでしょうか。

○議長（大原 秀雄君） 石井まちづくり課担当課長。

○まちづくり課担当課長（石井 達矢君） 場所につきましては、立野地先かなと思います。先ほど最初のほうにお話ありました武田古原線から逸れて、植房方面に向かう成田神崎線の予定道路という部分かなと思います。そちらの路上駐車でございます。

道路の駐停車につきましては、道路交通法に則って規制されるというのが前提でございます。また、道路標識等により駐停車を禁止する場所、または標識の設置の有無に関わらず、交差点や横断歩道の場所というのが駐車禁止ということでございます。

この立野地先の道路上の駐車箇所につきましては、法令上では駐停車を禁止する区域に該当はしておりません。ですから、警察による取締り等は難しいと思っております。町のほうで認めているのかというお話ですが、法令上、合法的に止めているということであれば、特に迷惑行為ということが確認できれば別ですけれども、あるいは公益に反するというものでなければ、協力をお願いするということにはならないのかなと思います。

ただ、駐車の方法次第では違反となる場合もございますので、状況をもう一度確認しまして、必要な場合は警察のほうに相談させていただきたいと思っております。

○議長（大原 秀雄君） 5番 鈴木議員。

○5番（鈴木 節子君） それは困っている人が警察に相談しに行くことであって、町は知らないということでしょうか。

これ、両側に駐車してあると、かなり使える道路幅が狭くなるわけですよ。その狭くなった道路の所を通行していかなきゃいけない。それはそんなに長い時間ではないでしょうけれども、そんなに車がビュンビュン通っている場所じゃないから。けれども、やはり時としてそうやって両側に止まらなければ危険な時もあると思います。

それでこれ、かなり長い年数に渡って使用しているようなんですけれども、町はそれについては今まで何も見てこなかったんでしょうか。

○議長（大原 秀雄君） 石井まちづくり課担当課長。

○まちづくり課担当課長（石井 達矢君） 法令上、あくまでも合法的な行為という場合には、特に、何もお願いすることはないと思っております。

ただ、法的には非常に細かな部分もございますので、必要であれば警察の方に見ていただいて、違法状態が確認できれば、当然、道路管理者としてご協力をお願いするという事は今後あるかなと思っております。

○議長（大原 秀雄君） 5番 鈴木議員。

○5番（鈴木 節子君） 法律的によければ町は何も言わないでいいということには私はないと思いますよ。ある程度、ちょっとこれはどうですかということで、少し指導する必要があると思います。別に取り締まるということではなくてね。やはり注意はしていかないと、結局、この会社がやっているから、じゃあ、うちも、うちもみんなほかにもこうやって駐車するようになったらどうするんでしょう。何もしてこなかったということになると、町の指導力も問われると思います。これはやっぱりきちんと見て、法律に違反していなくてもこういうところがちょっと危ないんじゃないか、困るんじゃないか、そういう想像力を町は働かせるべきではないでしょうか。

では、次は子育て支援センターはどうなったのかということで、椿町長も、議員時代に議会で設立を求めて質問を行っていました。そして、2020年2月、去年ですが、神崎町子育て世代包括支援センターという正式名で開設されたと思うのですが、それが一体どこにあるのか一向に見えてきません。それはプラザのどこにあるんでしょうか。

○議長（大原 秀雄君） 廣瀬保健福祉課長。

○保健福祉課長（廣瀬 裕君） 鈴木議員のご質問にお答えいたします。

子育て世代包括支援センターは、神崎町のふれあいプラザ、保健福祉課の事務所に併設されてございます。

以上です。

○議長（大原 秀雄君） 5番 鈴木議員。

○5番（鈴木 節子君） じゃあ、事務所に併設されているということは、外から見てどこにあるんだかよく分からないようなつくりになっているわけですね。

それは現在、どのような事業を行っているんでしょうか。

○議長（大原 秀雄君） 廣瀬保健福祉課長。

○保健福祉課長（廣瀬 裕君） お答えいたします。

町では、子どもを安心して産み育てられる環境を目指して、神崎町子育て世代包括支援センターを開設しております。

まず、子育て世代包括支援センターを周知するために、リーフレットを作成いたしました。これを使って妊婦さんに説明を行い、妊娠届出時にケアプラン、妊娠から出

産、その後までのプランを作成しております。妊婦さんが妊娠中から産後どのような生活を送りたいか、その要望を聞き取りながら、支援の必要な妊婦さんに対して、訪問や電話等で相談を実施しております。また、乳幼児の保護者の方に対しても、子育て相談等の事業を行い、支援しております。

令和2年度の実績としましては、ケアプランの作成数が21件。相談業務としましては、総数で397件で、うち訪問が58件、面談が119件、電話等による相談が222件というように活動を行っているような状況でございます。

○議長（大原 秀雄君） 5番 鈴木議員。

○5番（鈴木 節子君） 支援センターがあるというだけでは困ると思うんですが、人員の配置はどうなっているのでしょうか。

○議長（大原 秀雄君） 廣瀬保健福祉課長。

○保健福祉課長（廣瀬 裕君） お答えいたします。

センター開設に伴いまして、保健師1名を増員いたしまして対応しております。以上です。

○議長（大原 秀雄君） 5番 鈴木議員。

○5番（鈴木 節子君） じゃあ、その方が主にこの子育て世代包括支援センターの中心となっているということで、それを専門にやっているのであって、ほかの業務と兼務しているわけじゃないんですね。

○議長（大原 秀雄君） 廣瀬保健福祉課長。

○保健福祉課長（廣瀬 裕君） お答えいたします。

確かに健康相談事業ほかの業務も行っておりますが、相談については、その保健師が主体となって、他の保健師も協力するような形で対応しております。

○議長（大原 秀雄君） 5番 鈴木議員。

○5番（鈴木 節子君） 今後の運営について、多古町では、子どもを遊ばせながら助産師さんや保健師さんなどが子育て相談に応じたり、親子のコミュニケーションを図るストレッチ運動などもやっているようですが、神崎町では今後どのような方向に進めていきたいと思っておりますか。

○議長（大原 秀雄君） 廣瀬保健福祉課長。

○保健福祉課長（廣瀬 裕君） お答えいたします。

今、議員おっしゃられた事業につきましては、本町では、どんぐりの森、たんぼぼ広場といったような事業でそういったものを代行しております。このコロナ禍で、令和2年度については、どんぐり、たんぼぼ、それぞれ実施することがなかなかでき

なかったような状況でございます。

現在、どんぐりの森、たんぽぽ広場については、対象となる保護者の方に対してアンケートを行っておりますので、その状況をまた検討しながら、こういった方向に向けて進めていくべきなのか検討して参りたいと考えております。

○議長（大原 秀雄君） 5番 鈴木議員。

○5番（鈴木 節子君） やはり親子のコミュニケーションを図って、子育てが楽しいと思える神崎町にしないといけないと思いますので、その点は頑張ってやっていただきたいと思います。

その次は、保育所の改善はどうなったのかということで、前にこれは1回、質問したんですけども、使用済みおむつの回収と廃棄について、保護者にアンケートを取ることを検討するというようなお返事だったと思うんですけども、これについては、その後どうなったんでしょうか。

○議長（大原 秀雄君） 廣瀬保健福祉課長。

○保健福祉課長（廣瀬 裕君） お答えいたします。

アンケートの実施については、アンケートをするというような回答はしていないと認識してございます。実際、アンケートは現在まで実施しておりません。

保育所の保育士などに確認しましても、保護者の方から、おむつの持ち帰りについて苦情を言われるようなことは今のところないと聞いております。

また、下痢をした子どもが真っすぐ病院に行った時に、持ち帰った便を、おむつですか、を医師に見せ、検査できてよかったというようなことも、保護者のほうから聞き及んでいるというような状況でございます。

以上です。

○議長（大原 秀雄君） 5番 鈴木議員。

○5番（鈴木 節子君） 私のほうでもこれ、私のほうで取ったアンケートでこういう声が上がってきたので、質問したんですよね。ということは、そう思っている保護者の方も何人かいらっしゃると思うんですよ。ただそういうふうに使われた時に声を出さなかっただけじゃないんでしょうか。

○議長（大原 秀雄君） 廣瀬保健福祉課長。

○保健福祉課長（廣瀬 裕君） お答えいたします。

確かにおっしゃるように、保育士に向かって、おむつを回収してくれというようなことはなかなか言いづらい場面もあるかと思えます。アンケートが必要かどうか、単独でやるべきか、それとも別のアンケートをやる際にやるか、その辺も含めて、また

検討させていただきたいと考えております。

○議長（大原 秀雄君） 5番 鈴木議員。

○5番（鈴木 節子君） やっぱりこれ、都市部で暮らしてきた方は、それがそちらのほうの保育所では当たり前に来ていたことなので、神崎町ではどうしてやってくれないのかなという不満があるんだと思います。ここら辺の保育所ではやっていないというのがあれかもしれないんですけども、どこかでやっている、そしてそれが喜ばれているということであれば、やはりアンテナを高く掲げて、いろんな声を吸収していくべきじゃないかと思います。今現在、出ていないからそれでいいということにはならないと思います。その点については、いかがでしょうか。

○議長（大原 秀雄君） 廣瀬保健福祉課長。

○保健福祉課長（廣瀬 裕君） お答えいたします。

確かに都心部では、園でのおむつの処理を行っているところが多いようです。その内容としては、内容というか、そういった状況である要因としましては、やはり都心部は公共交通機関を使って園児の送迎をなさる方も多いような状況で、そういった中で、バスの中に使用済みおむつを持ち込んだり、電車の中にそういったにおいのするものを持ち込むのは、なかなかほかの方の迷惑になるというようなこともありまして、恐らく園のほうで処分するような形が多いのかと考えております。

近隣の状況としましては、園で処理しているところと、やはり持ち帰りでやっていたところ、半々というふうに伺っておりますので、コロナ禍が収まりましたら、そういった施設聞き取りや現場の様子を拝見しながら、神崎町でどうあるべきか検討して参りたいと考えております。

○議長（大原 秀雄君） 5番 鈴木議員。

○5番（鈴木 節子君） やはり都市部からこちらに移住してくる人たちも、そういうふうに感じている人は多いと思うんですよ。だからそういう人がこちらのアンケートに答えてくれたんじゃないかなと思うんですね。ですから、そういうことをやっぱり全然考えてもない町というふうな印象を持たれるのは、これから移住をどうしようかなと思っている方にとってよくない影響を与えると思います。

では次、平和問題について、町村長会の取組についてお聞きしたいと思っています。町村長会ではどの程度、話し合われているのかということで、平和問題について聞くと、それは国の専権事項で、町にはどうすることもできませんと言われますが、役場の前の道に、神崎町宣言で「非核平和の町」という看板が立っています。同じような看板が立っている町は少なくないと思います。千葉県中にあるんじゃないんでしょう

か。

8月9日に、長崎市の田上富久市長は、平和宣言で、今年1月に発効した核兵器禁止条約を世界の共通ルールに育てていくことを訴え、政府に条約への署名・批准を求めました。これは、広島や長崎のみならず、全国各地に願っている人々がいます。

町村長会では、この問題についてどの程度、話し合われているのでしょうか。町長。

○議長（大原 秀雄君） 椿町長。

○神崎町長（椿 等君） お答えいたします。

町村会で、そうしたことについて特別な話合いがあるというような状況ではありません。どこの町長が要望したとか、そういうのも聞いておりません。

○議長（大原 秀雄君） 5番 鈴木議員。

○5番（鈴木 節子君） どこも出さないのであれば、椿町長から出していくべきではないでしょうか。

○議長（大原 秀雄君） 椿町長。

○神崎町長（椿 等君） 神崎町は、そう言われる中でもかなり平和に対する意識を持って、いろんな助成なりをしていると私は思っています。

先ほど言われた非核宣言の都市の宣言もやっていますけども、そうした中には、非核3原則、核を作らない、持ち込まないというようなことがうたわれておりまして、それをその当時、議会で全員の可決をいただいて、町の宣言としたわけですから、それに沿って町も行動していくというのは1つの筋だろうと思っています。そうした中で、町も原水爆禁止国民平和大行進への協力だとか、あるいは支援だとか、そういうようなこともさせていただいております。

それから、平和教育事業というようなことの中で、ポスターの展示会だとか映画会、あるいは漫画の戦争体験記の編集などもさせていただきました。漫画の編集をさせていただきましたけども、実際、戦争を経験した人たちの体験記でございますので、本当にリアルに描いてあります。大体、最後に結論でその方々が述べていることは、こんな辛いものはないと。絶対に二度と起こしてはいけない。それから、次の世代にこういう経験をさせたくないというようなことを言われております。

私も戦後世代ですから、そうした経験はないわけではございますが、やはり自分の親だとかそういう方々からいろいろ子どもの頃からそういう話を聞いてきた中で、やはり戦争は二度とやるものではないと。ましてや自分の子どもたちを戦場へ送りたくはないと、そういうふうには思っているところでございます。

○議長（大原 秀雄君） 5番 鈴木議員。

○5番（鈴木 節子君） そのようにお考えであれば、神崎町からも、国に対して核兵器禁止条約に署名・批准をしてくださいという意見書を上げていく必要はないでしょうか。いかがでしょうか。

○議長（大原 秀雄君） 椿町長。

○神崎町長（椿 等君） これにつきましては、なかなか難しい問題もあろうかと思うんです。確かに広島、長崎に原爆が落ちて、この前、国連で認められて、半分近くの国がそれに入ったというようなことでございますけども、今、日本の国の置かれている状況がいろいろあろうかと思えます。地方がそこにまたどうだこうだと言うのもなかなか難しい状況でもあるのかなと。

町の意向としては、まずできるものを少しずつやっていこうというような考えの中ですので、その辺のご理解をよろしくお願いしたいと思います。

○議長（大原 秀雄君） 5番 鈴木議員。

○5番（鈴木 節子君） できるものからといっても、やはりこれは全国民に関係するもので、自分たちには関係ないことではないので、やはりしっかりと考えて、やはり地方からも意見を上げていくことは大事だと思います。

それでは、私の質問はここで終わりにいたします。

○議長（大原 秀雄君） 以上で、5番 鈴木節子議員の質問を終わります。（「関連」と呼ぶ者の声あり）

10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） 鈴木議員の質問に関連して、全然離れていない質問ですから。

信号機のない交差点は危険なわけなんです。まず、石井さん、うちのほうにもありますから、その場所を説明します。大貫町民グラウンドから新区のほうに向かっていく。そうすると、新区で新しくクレーン学校の脇に新しい道、鈴木前建設課長のお骨折りで新しい道ができたわけ。そこであそこが十字路になってしまう。場所は分かりましたか。

それで、あそこの優先も、新の地区のほうからでも、あれが十字路になっちゃったから、どっちが優先なのかねと。要するに武田のほうから下りてきたのと、クレーン学校の事務所のほうへ行く西部田、堀之内に行くのが多いですからね。それで聞きたいのは、ミニストップから四季の丘に行く道路、それを大貫から郡に抜けるところに「止まれ」となっているんだよね。「止まれ」と書いてある。信号機までは作らなくてもいいけども、「止まれ」。

というと、ミニストップから四季の丘に行くのが優先だと思う。みんなあれは止まる。「止まれ」と道路に標識を書くのは、神崎町の道路管理者は、私は椿町長だと思うから、どうしても警察の必要があるのかね。町があれはできないわけですか。「止まれ」と。そうすると、どっちかが優先だということになるから。

それを聞きますます。

○議長（大原 秀雄君） 石井まちづくり課担当課長。

○まちづくり課担当課長（石井 達矢君） まず、大貫の野球場から新に向かう道、もしくは武田の鳥打に向かう道の分岐のところということかと思いますが、一般的には幅員の広いほうが優先になるのかなと考えております。ただ、道路交通法上どうかというのは、ちょっと私のほうでは分かりかねますので、ちょっと調べたいと思います。

今、恐らくもともとあった武田鳥打のほうに向かう道路のほうが交通量、幅員ともに大きいのかなということで、そちらを優先に思っている方がほとんどの方なんじゃないかなと思いますが、正しくはどうかというのは、すみません、調べさせていただきたいと思います。

あと、大貫地先の「止まれ」の標識でございますが、この「止まれ」については、交通の規制の表示ということで、標識とセットで停止線に「止まれ」となっている場合には、これは警察のほうで設置するということになっております。

以上です。

○議長（大原 秀雄君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） そうすると、町民、住民から、ちょっと危険な十字路だから、その「止まれ」というのを書いてくださいというのは、警察に頼むほかないわけですか。町に頼んで、ちょっと危ない……。

じゃあ、もう一つ聞く。西部ライスセンターの脇の十字路、あそこで事故があって、その後、神宿から行ったほうのところに「止まれ」と書いてありますよね。そうすると、356号線から向野のほうへ抜けるものが優先だというわけ。「止まれ」というのがあれば、優先というのは分かるわけ。ですから、あれは勝手には書けないですか。

○議長（大原 秀雄君） 石井まちづくり課担当課長。

○まちづくり課担当課長（石井 達矢君） 町のほうで勝手に書くということではございません。必ず警察のほうに相談しまして、協議しまして、その辺の設置はすることによってございます。

○議長（大原 秀雄君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） これで終わりにします。答弁はいいですからね。うちのほ

うとしても、クレーン学校の所、優先は元の大貫町民グラウンドから行った、武田のほうへ抜ける、鳥打に抜けるの、それが優先だと思って、皆さん譲り合っていますが、大きな事故はありません。

が、信号機のない十字路、譲り合っていけばいいと言いますが、東村では以前、成毛村長、現職の村長が公用車に乗っていて、どっちが優先だか分からないので、死亡しました。こういう事故もあります。

それと、ナリタヤに出る所は、鈴木議員も事故があったみたいだけれども、以前に私の女房も事故をやっております。

以上で終わりにします。

◎散会の宣告

○議長（大原 秀雄君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りします。本日の会議はこれまでに留め、散会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（大原 秀雄君） 異議なしと認めます。よって本日はこれにて散会いたします。

なお、次回は明日17日午後2時から会議を再開します。ご苦労様でした。

（午後2時44分）